

令和4年第4回糸魚川市議会定例会会議録 第6号

令和4年6月23日（木曜日）

議事日程第6号

令和4年6月23日（木曜日）

〈午前10時00分開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 コンプライアンス調査推進について
- 日程第4 議案第42号、請願第2号、同第3号、発議第2号及び同第3号
- 日程第5 議案第43号から同第45号まで
- 日程第6 議案第47号
- 日程第7 議案第46号
- 日程第8 議案第48号
- 日程第9 議案第49号から同第51号まで
- 日程第10 諮問第1号及び同第2号
- 日程第11 議員派遣について
- 日程第12 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 コンプライアンス調査推進について
- 日程第4 議案第42号、請願第2号、同第3号、発議第2号及び同第3号
- 日程第5 議案第43号から同第45号まで
- 日程第6 議案第47号
- 日程第7 議案第46号
- 日程第8 議案第48号
- 日程第9 議案第49号から同第51号まで
- 日程第10 諮問第1号及び同第2号
- 追加日程第1 発議第4号
- 日程第11 議員派遣について
- 日程第12 閉会中の継続調査について

〈応招議員〉 18名

〈出席議員〉 18名

1番	利根川	正君	2番	阿部	裕和君
3番	横山人	美君	4番	新保	峰孝君
5番	松尾	徹郎君	6番	伊藤	麗君
7番	田原	洋子君	8番	渡辺	栄一君
9番	加藤	康太郎君	10番	東野	恭行君
11番	保坂	悟君	12番	田中	立一君
13番	和泉	克彦君	14番	宮島	宏君
15番	中村	実君	16番	近藤	新二君
17番	古畑	浩一君	18番	田原	実君

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市長	米田	徹君	副市長	井川	賢一君
総務部長	渡辺	孝志君	市民部長	小林	正広君
産業部長	大嶋	利幸君	総務課長	渡辺	忍君
企画定住課長	中村	淳一君	財政課長	山口	和美君
能生事務所長	高野	一夫君	青海事務所長	猪股	和之君
市民課長	川合	三喜八君	環境生活課長	猪又	悦朗君
福祉事務所長	磯貝	恭子君	健康増進課長	池田	隆君
商工観光課長	大西	学君	農林水産課長	木島	美和子君
建設課長	斉藤	浩君	都市政策課長	五十嵐	博文君
ガス水道局長	樋口	昭人君	消防長	竹田	健一君
教育長	鶴本	修一君	教育次長	磯野	豊君
教育委員会こども課長	嶋田	猛君	教育委員会こども教育課長	小野	聡君

〈事務局出席職員〉

局長	松木	靖君	次長	松村	伸一君
係長	水島	誠仁君			

〈午前10時00分開議〉

○議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、ありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（松尾徹郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、8番、渡辺栄一議員、17番、古畑浩一議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

古畑浩一議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑委員長。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

おはようございます。いよいよ議会最終日となりました。

これより、議会運営委員会委員長報告をさせていただきます。

去る6月22日に議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、本日提出されました追加議案について、ご説明いたします。

特別職の給与に関する条例の一部改正と、昨今の物価高騰に伴う市民・事業者を支援するための令和4年度一般会計補正予算（第3号）、水道事業会計及び簡易水道事業会計の補正予算各1件で、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただくこととしております。

次に、委員長報告につきましては、総務文教、建設産業及び市民厚生各常任委員長から休会中の所管事務調査についての経過を、また、コンプライアンス調査推進特別委員長から結審報告を行いたい旨の申出がありますことから、本日の日程事項とすることとしております。

次に、議員発議につきましては、発議第2号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書、発議第3号、緊急事態に関する国会審議を求める意見書が、所定の手続を経て、提出されております。これらを本日の日程事項として、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただくことについて、委員会の意見の一致を見ております。

次に、議会運営についてであります。まず、継続審査となっております議会選出監査委員の在り方について、2常任委員会制については、今任期はこれまでどおりでよいという意見と、2常任

委員会制にすべきという意見が出され、先進地の事例等を参考にして、引き続き調査を進めていくこととしております。

また、議員の兼職につきましても、兼業禁止の規程を明文化するかどうか、研修等により情報共有する中で進めてはどうかという意見があり、引き続き調査を進めていくこととしております。

このほか、議員派遣についてですが、糸魚川・大町二市議会議員連絡協議会の1件を予定しております。7月20日、水曜日で、大町市での開催となります。このことにつきましては、本日の日程事項として、議長発議で進めることで委員会の意見の一致を見ております。

ほかにも議論が交わされておりますが、特段、報告することはございません。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第2．所管事項調査について

○議長（松尾徹郎君）

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、6月20日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容と結果について、ご報告いたします。

調査項目は、いじめ・不登校の状況について、高校魅力化の取組状況について、2項目の調査を

行っております。

調査の主な内容をご報告いたします。

まず、いじめ・不登校の状況について、担当課より、令和3年度（令和4年3月31日現在）のいじめの認知件数は116件で、令和2年度に比べ約2倍になっている。いじめの認知件数の増加は、いじめの定義に基づいて、各校がいじめを積極的に認知し、初期段階で丁寧に対応するなど、組織的な対応に努めている現れだと捉えている。一方で、授業や特別活動等を通して、子供たちの人間関係づくりの能力を育て、いじめの未然防止に努めていくことが必要だと考えていると説明がありました。

委員より、教育委員会として、いじめの認知件数が倍増した事情をもっと具体的に調べる必要はないか。現場の声は聞いているのかという質疑に対し、教育長より、数字の年間トータルを見ても倍増と、急激な勢いで増加している部分については危機意識を持っている。ただ、社会的な状況とか、学校の先生方が子供たちを多角的に見る目が、いじめの未然防止に働いているという部分も1つの受け止めとして理解していると答弁がありました。

委員より、不登校の中でも30日以上休む子がたくさんいるが、教育委員会として、どのように解消していく考えか。不登校の生徒にはどのように接しているのかという質疑に対し、担当課より、教育相談センターの教育相談員には、一人一人丁寧に相談を受けてもらっている。学校にも、これまでも適応指導教室などでそういった指導員も配置し、そこで生徒の悩みを聴きながら、何とか通学につなげる取組をしている。不登校傾向の相談件数が多いことで、関わる職員の負担の増加も課題として捉えており、人材の確保にも努めていきたい。また教育長より、学力保障ということも大変大事であり、適応指導教室では、少しでも学習ができるような環境づくりに配慮している。そこには辞書やパソコンがあったり、軽い運動の道具もあり、生徒たちが少しでも活動し、次へのつながりをつくってもらえればと考えている。学校の職員、関係職員とは常に情報連携をしながら、少しでも子供たちが学校への強い思いを持てるよう、一生懸命取り組んでいる最中であると答弁がありました。

委員より、市は、いじめの問題に対して、全庁的に、本格的な取組をやっていただきたい。解決に向けた努力をアピールできるくらいまで、それくらいまで努力する価値はあると思っているので、その部分にも予算を割き、人材を確保しながら力を入れていただきたいという意見に対し、教育長より、教育相談員の負担増など課題はいろいろあるが、いろんな場面を工夫しながら進め、これからも一層、学校や関係者と一緒になって進めていきたいという答弁がありました。

委員より、いじめイコール不登校ではなく、不登校になる原因としては、子供たちの無気力や不安、また、生活のリズムの乱れなども上げられている。例えばネットゲームなどを夜中まで行い、昼夜逆転の生活リズムとなっていることが不登校の原因となっている事例もある。不登校の原因について、市内の子供たちについてもデータを取ったらどうかという質疑に対し、担当課より、今、学校で、一人一人その原因を考えた上で、その子に合った支援法というものを検討している。ただ、全体の傾向というのは把握する必要があると思うので、今後、検討したいと答弁がありました。

委員より、教育相談員、適応教室指導員について、相談業務は精神的にも負担が大きく、また、長い時間がかかる体力を使う仕事である。増員と待遇改善が必要ではないかという質疑に対し、副市長より、教育相談員や適応指導教室の指導員は、誰でもよいというわけにはいかないと思ってい

る。市としては、人材発掘や人材育成にも取り組む必要があると考えている。このようなことがかかって、必要な予算を確保できるようにしたいと答弁がありました。

次に、高校魅力化の取組状況についてでございます。担当課より、魅力化事業の実施状況について、魅力化コーディネーターは3人体制で取り組むこととしているが、適切な人材の確保に努めており、現在はコーディネーター1人の体制となっている。現在のコーディネーターは、主に糸魚川高校への支援を行い、SNSで魅力化の取組について情報発信も始めている。このほか、同校での活動内容としては、総合的な探求の授業参加のほか、自習スペースの開設、自習の見守りや個別相談など、生徒と関わりながら対応している。コーディネーターの募集状況については、残り2名についても募集を継続しており、適切な人材を採用できるよう取り組んでいる。これまでも35人の応募があったが、現在1次面接、2次面接を通過し、最終面接を行う予定の方が2人いる状況であるとの説明がありました。

委員より、当初、糸魚川高校、糸魚川白嶺高校、海洋高校にそれぞれ1人ずつの配分を考えていたと思う。現在、採用されている方は、糸魚川高校の学力など、そういう部分で、ふさわしい方だったと受け止めていたが、違うのか。高校別にそういう人材を望んでいるのか、はっきり言わないと伝わらないと思うが、いかがかという質疑に対し、担当課より、コーディネーターの3人体制については、市内3高校で3名という考え方である、結果として1人1校を主に担当することにはなるが、体制とすれば3名1チームということで取組を進めてまいりたいと答弁がありました。

委員より、いわゆる小論文的なものに強くなるとか、いろいろなデータを取るとか、パソコンを駆使してプレゼンをするスキルを磨くとか、そういうところに、きちんと向き合ってくれる先生というコーディネーターが必要であり、それが糸魚川高校に来るとできます。もう2人採用されれば、白嶺高校でも海洋高校でもできますよというものを前面に押し出さないといけない。情報発信力が足りないと思うが、いかがかという質疑に対し、担当課より、今まで、なかなか中学生、外部への発信というのがうまくいっていないところも原因の一つだと捉えている。そういった意味では、コーディネーターから気軽な情報発信をしてもらうことによって、多くの方から今までの認識を変えてもらうという取組を始めているところなので、中学生に向けて意識しながら発信に取り組みたいと答弁がありました。

委員より、市内の3校で、このコーディネーターから学習した子たちが、世間で言う一流大学ではなくても、進学して、大学の名前を押し上げるような活躍ができる子を輩出してもらいたい。学力で勝負するのではないから、可能であると思う。大きな目標を持って取り組んでほしい。そうすることで、高校と行政がしっかりとタッグを組んでやる意味があると思う。県立高校から特徴のある生徒が輩出できたとなれば自慢となる。今後この取組が、大学や企業も注目されるくらいの思いで取り組んでもらいたいと意見があり、担当課より、高校を回ると個性的と感じる生徒さんが必ずいる。そういったところにピンポイントでコーディネーターが関わっていくということもできると思うので、そういったことを発信しながら、面白いことをやっているなどと思ってもらうのも魅力化の一つだと考えている。意識して取り組みたいと答弁がありました。

このほかにも意見がありましたが、割愛させていただきます。

以上で、所管事項報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、田原 実建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

おはようございます。

建設産業常任委員会では、6月16日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容についてご報告させていただきます。

調査項目は、農業の振興について、駅北子育て支援施設の基本計画策定委託についての2項目であります。

農業の振興については、米の生産と販売、スマート農業の推進、園芸の拡大、その他、現状と課題について担当課より説明の後、委員より米の生産と販売は、主食用米をコシヒカリ以外の品種や飼料米や米粉、小麦粉に切り替えていくことも視野に入れたいといけないのではないかと質疑に対して、担当課より、コロナ禍の長期化で米の在庫量が全国的にあるということで、当市も米の生産の減少に取り組んでおり、主食用から飼料用やほかの作物に転換していただくような取組を農協、新潟県など関係機関を通じて農家の皆様に周知させていただく中で取り組んでいると答弁がありました。

また委員より、若者から農業を職業の一つとして選択してもらうための支援策は、との質疑に対して、担当課より、市としては、6次産業化と高付加価値化に対しての補助制度や、起業創業に対して創業支援ネットワークとスキームで必要な支援をしてみたいと答弁がありました。

また委員より、テレビ等で騒がれている肥料価格の高騰とそれに伴う農家支援は、との質疑に対して、担当課より現状は把握させていただいており、大変大きな問題だと思っている。今後の市場価格と国や県の動きを注視しながら関係機関と協議する中で、必要であれば、なるべく早い時期に対応できるように取り組んでまいると答弁がありました。

次に、駅北子育て支援施設の基本計画策定委託については、施設における公共的機能についての区分ごとの対応方針、民間事業者への聞き取り状況の概要、今後のスケジュールについて担当課より説明の後、委員長より、市の方針としては、基本計画には商業的機能は含めずに機能を検討し

ている。これまでの民間事業者からの聞き取り調査の結果から、当該施設に商業的機能が併設される可能性は低い、公募時における民間事業者の商業的機能の提案は拒まないという点についての確認に対して、担当課より、市がこれからつくる施設建設の基本計画に、商業スペースをつくることは難しいと思っている。ただし、基本計画をつくった後に事業者を募集して施設を実際に造る過程に移っていく段階で、事業者が提案するものの可能性までは拒まないと記載させていただいたと答弁がありました。

また委員より、集会広場で高齢者対象の体操ができるというのが、現在キターレでも体操をやっていることとの整合性はどうか。また、市民ギャラリーの設置は、今のキターレの現状を見ると、造っても人が集まるのか疑問を持つが、いかがかとの質疑に対して、担当課より、キターレに入りづらいという感覚は最初の頃はあった。子育て施設との整合については、今後考えていく。わくわくランドあたりでは、施設運営にお年寄りが生きがいとして関わっている事例を議会・委員会で視察されたと聞いた。市民ギャラリーを子育ての施設の建物の中に実現できるかという点は、ある程度決まったエリアの中のバランスというのは決まっていると答弁がありました。

また委員より、子供が少ない糸魚川市全体で、出生数大体170名ぐらいという部分で、そもそも論になってしまうが、無理に町なかにつくる必要性をどう考えるか。遊戯場云々であれば、たまに上越への買い物のついでに子供を連れ行って遊ばせたらいいんじゃないかと単純に思う。わざわざ糸魚川に造る必要があるのかとの質疑に対して、担当課より、上越へ行って、買い物して遊ばせるファミリーのレジャーを否定するつもりはないが、駅北エリアとか中心市街地とかの活性化というベースがあるので、子育て施設を糸魚川がどこかに造らなきゃいけないという入り口ではなく、駅北の復興にぎわいという部分から入ってきて、子育てという積み上がり方だとご理解いただければと思うと答弁がありました。

また委員より、設計に運営事業者の意見を反映させることが重要との意見が多かったことを受けての作業手順は、との質疑に対して、担当課より、運営に関わっていただく方から設計の部分にまでご意見頂くことは、これまで糸魚川市では経験が少ない公民連携の手法だが、何とか模索できないかということで、今回の事前ヒアリングやこの先のサウンディングにおいて慎重丁寧なやり方をしている状況ではある。運営手法としては、以前の委員会でPFI、DBO、指定管理という事例でお示しした。PFI、民間コストは現実的ではないということで、市ではDBOを目指したいというスタンスだと答弁がありました。

委員長より、DBOということになると、設計と建設と運営、全て包括的になるが、そうすることのメリットは何なのかとの質疑に対して、担当課より、基本的にPFIの事業と違い、資金は公共で負担する形式となるので、資金的に余裕がある、設計と工事と運営が一体的で請け負って工事ができるというところに最大のメリットがある。具体的には、設計の段階で運営に関わっていた方から意見・提案を頂くものと答弁がありました。

また、被災者住民の皆さんからの聞き取りが、この計画にどのように反映されていくのか、住民の皆さんのお考えを生に聴く機会はあるのかとの質疑に対して、担当課より、逆にぜひお願いしたいところだ。地元の皆様のほかにも子育て世代の関係団体、能生・青海それぞれの地域にも出向いて、多様な意見を聴く機会を活用していただければと思うと答弁がありました。

そのほかにも質疑・意見等ございましたが、報告は割愛いたします。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件については、委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

市民厚生常任委員会では、6月17日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告させていただきます。

調査項目は、健康づくりセンター指定管理者の公募についてと、ごみ処理施設運営状況についてであります。

健康づくりセンター指定管理者の公募については、担当課より、令和4年度で3年間の指定管理期間が満了することに伴い、令和5年4月1日から3年間の次期指定管理者を全国公募する。現指定期間がコロナ禍という特殊な環境下であったことから、平常時のプール増築後の集客効果や収支状況等の確認ができていないため、再度、3年間の指定期間とする中で、平常時に近い営業状況を確認したいものである。フィットネス施設、温浴施設及び屋内プール施設を直営または受託による管理運営実績を有する法人を募集し、仕様書等に基づいた業務を実施することとする。昨今の電気・ガス料金の値上がりは先が見通せないことから、現指定期間に引き続き、光熱水費は市が支払うこととする。募集情報の公表を7月上旬から行い、説明会を8月上旬に、募集期間を8月上旬から9月下旬まで設け、10月の選定委員会で候補者を選定し、12月市議会定例会で提出する予定であるとの説明がありました。

委員より、地元職員の就業について質疑があり、担当課より、現在の指定期間において、全体を通して見ると、退職せず、引き続き就業していただいている。専門的な知識を持った方が、指導される方に知識を伝授し、地区の運動教室でも地域の方への指導も行っているのも、そういう取組を引き続きやっていきたい。

委員より、リスク分担についての質疑があり、担当課より、協定書の中にリスク分担の記載はあるが、新型コロナウイルスの部分は庁内で協議中であり、基本的には双方協議の上、決めていく内

容で整理していくことを考えているとの答弁がありました。

このほか若干の質疑がございましたが、報告は割愛いたします。

次に、ごみ処理施設運営状況については、清掃センターを視察し、担当課より施設の概要の説明を受けた後、机上審査を行いました。

担当課より、運営状況についての説明があり、ごみの搬入量は、令和2年度1万2,338トン、3年度1万2,268トン、ごみ焼却日数は、令和2年度342日、3年度358日で、定期補修や年末年始などで施設を停止する以外は、24時間2交代制で運転している。施設見学者数は、令和2年度506人、3年度539人で、主に小学生、市民団体などである。事業方式は、設計、施工と運営を一括発注するDBO方式で、運営期間は、令和22年までの20年間、運営会社は、本施設を運営する目的で設立されたサンバイロ糸魚川株式会社である。管理運営費は、令和2年度4億4,990万4,000円、3年度4億3,998万2,000円である。運営委託費は、毎年、社会経済の状況に応じて固定費及び変動費の見直しができることを契約書で定めており、見直し基準である評価指標の一定値を超える場合、改定の協議を行うことができるとしているという説明がありました。

委員より、焼却により発生する有害物質についての質疑があり、担当課より、ごみを焼却すると飛灰に重金属類と一緒に含まれるので、それをキレート剤という薬剤で固め、大野の一般廃棄物最終処分場に運んでいる。

委員より、飛灰の再利用について質疑があり、担当課より、焼却灰はセメントの原料として利用しているが、再利用先の会社から飛灰には塩分が多く、セメントの品質が保てないことから利用できないとの話があったという答弁がありました。

委員より、分別方法の変更による変化についての質疑があり、担当課より、ごみの搬入量については、令和元年度の1万1,729トンに対し、新しい清掃センターが稼働した令和2年度は1万2,338トンであり、前年度と比べ約5%増加した。今年に入り、スプレー缶や鉄の入ったものまで燃えるごみと一緒に入るようになってきたことから、分別の徹底について広報でお願いしていきたいと答弁がありました。

また委員より、プラスチック製容器包装類の分別について分かりづらいという意見があり、担当課より、分かりやすい分別の周知を行っていきたいという答弁がありました。

このほか質疑が若干ありましたが、報告は割愛いたします。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査についての報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3．コンプライアンス調査推進について

○議長（松尾徹郎君）

日程第3、コンプライアンス調査推進についてを議題といたします。

コンプライアンス調査推進特別委員会に付託中の本件については、調査を終了しておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

保坂 悟コンプライアンス調査推進特別委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

おはようございます。

コンプライアンス調査推進特別委員会の結審報告を行います。

当委員会は、令和3年7月1日に15人の委員により設置されました。

設置理由は、令和3年5月19日に官製談合防止法違反の疑いで市職員が逮捕・起訴されたこと。令和3年4月の糸魚川市長選挙期間中、藤田副市長が庁舎内で部課長に対して、頼むねと発言したことを認めたこと。また、行政のコンプライアンスの欠如や管理体制の甘さ、議会の行政監視体制の甘さを問題視し、不正防止を図るためとしております。

当委員会の付議事件については、①不正入札の防止等について、②公務員と選挙の関わり方について（特別職、議員を含む）、③不正防止に向けた取組についての3点であります。

委員会の開催については、令和3年7月1日の第1回から、令和4年6月15日の第9回まで委員会を行い、結審をしております。

委員会の主な取り組みについて。

①令和3年7月21日の当委員会において、藤田前副市長から辞任を決めたことが報告されました。理事者の地位利用という疑いについて結論は出ておりませんが、前副市長の辞任を受け、9月8日の当委員会で辞任までの経過の調査を行い、事実関係を確認しております。

②糸魚川市健康づくりセンター「はびねす」の屋内プールの違算について、元市職員及び落札業者への計算方法の確認と落札できなかった業者への謝罪について行政に提案しております。

③過去の違算について、調査報告を行政に求めております。

④令和4年2月16日の当委員会で、同プールの違算についての事実関係を元市職員から確認することについて、元市職員の所属会社の弁護士から、人権に関わることを理由に聞き取りや質問を断ってきていることを踏まえ、確認は不可能と判断いたしました。この背景を受け、3月16日の予算審査特別委員会で、市は、令和3年度末までにプールの違算について警察と公正取引委員会に行政として相談を行うことを確約し、市から報告を受け、3月31日、委員にその趣旨を報告いた

しました。

⑤令和4年4月27日、違算に係る入札と工事が完了したものの、行政の責任の取り方について、県単価の漏えいに関して、「はびねす」の屋内プールの設計、駅北大火復興市営住宅、旧上早川小学校改修工事の3件の漏えい事案に対する元市職員の認識についての聞き取りと、元市職員の聞き取りが実施できなかった場合の行政の責任の取り方についての、以上3点について、6月定例会初日に報告を行うことを市に申し入れ、了承されております。

経過を踏まえて、行政への提言について。

(1) 元市職員の裁判における犯行動機について。

えちご押上ひすい海岸駅トイレ工事については、不調を避けたいという動機が上げられていました。また、官製談合については、常習性が見られることから、上司からの圧力等について質疑を行いました。不明のままです。単純に仕事を早く進めたいという動機にしてはリスクが大きいため、しばらくの間は、市に、市職員及び民間業者への公益通報の働きかけを行うことを求めます。

(2) 元市職員の裁判における証言について。

元市職員の裁判での発言を尊重し、委員会として文書照会による聞き取りを実施しましたが、拒絶されています。

したがって、警察等の関係機関による動機や手法の解明を求めざるを得ないとして、市に要請し、既に、市は警察と公正取引委員会に相談を行っております。その後の動きや結果について、改めて議会に報告してもらうこととしております。

(3) 県単価漏えいについて。

「はびねす」の屋内プールのほか、駅北大火復興市営住宅、旧上早川小学校改修工事の3件の工事について、県単価の漏えいがあることを受けて、元市職員の認識が甘いのか、市の業務管理が甘いのか、いずれにしても行政責任が問われる内容となっております。改めて、県単価の取扱いの周知徹底を求めます。

(4) 違算による積算、不適切な価格による落札、間違った価格による工事の完了について。

違算がまれなケースであるため、市の責任の取り方について弁護士等による調査を要請し、その報告を受けています。適正な最低価格を下回った価格で落札されていることから、本来は失格となります。これをどう扱うかで今後の入札に影響を与えるため、慎重な対応を求めたところ、米田市長が、本日、自身の給与を1か月20%減額する議案を提出しております。

(5) 市職員の不正行為の責任の取り方や再発防止への協力の在り方について。

事件や事故の当事者（加害者・被害者・犯行者等）の退職後の対応について、議論する余地があります。市として捜査権はなくても、証拠書類の確保や当事者への緊急的な聞き取りを行うことなど、迅速な対応ができるようにすることが重要と考えます。

藤田副市長の選挙違反容疑について、総務文教常任委員会の課長職への聞き取りは、一つの例として評価すべきと考えます。

隠蔽工作の対策や事件発覚後の対応について、検討を求めます。

(6) 行政の仕事を請け負う民間事業者について。

地域の産業振興の面から市内業者の協力は必要であることを踏まえて、公正な取引が行える環境づくりが重要です。そこで、2つの事項を求めます。

1つ目は、行政と民間事業者においては、必要以上の親密さは不正に発展しやすいため、できる限りの見える化、例えば防犯カメラの設置をする、2人きりの会議は避ける、また、音声や映像等の記録を取る習慣を持つなどのルール化を進めること。

2つ目は、市内民間事業者が抱える問題等について、所管の委員会（議会）が中心となって様々な声の聞き取りを行い、不正のない健全な請負ができるようにチェックしていくことを進めること。

（7）元市職員の退職後の対応について。

官製談合事件で逮捕された元市職員は、自身の裁判において官製談合防止に向けて機会があれば協力する旨の発言をしており、このことは非常に重いものであると当委員会も受け止めております。

しかし、元市職員が就職した事業者は、弁護士を立て、更生中の身として、市及び市議会の照会に回答しない姿勢を取っております。こうした対応は再発防止につながらないばかりか、第二、第三の元市職員をつくる前例（温床）となりかねないものであるため、今後、市職員が逮捕されるような事案が生じた場合、今回のような形とならないように対策を講じることを求めます。

これについて市は、退職者管理条例の運用を調査する等の意思を示しております。

以上、7項目について、委員会の総意として市に提言をいたします。

官製談合事件から丸1年がたちます。新駅トイレ工事以外の官製談合や前副市長の公職選挙違反については、解決したわけではありません。ただ、3つの付議事件について、一つの区切りをつけたものであります。

したがって、新たな動きや証拠等が出てきましたら、議会として改めて調査を行うこととなります。行政は、市民からの信頼回復のために一層謙虚な姿勢で業務に取り組むことを強く求め、コンプライアンス調査推進特別委員会を結審するものであります。

最後に、委員各位におかれましては、特段のご協力と熱心な調査を行っていただいたことに対し、田中副委員長とともに、心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

以上で、コンプライアンス調査推進特別委員会の結審報告とさせていただきます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承し、コンプライアンス調査推進特別委員会を結審することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承し、結審することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を55分といたします。

〈午前10時44分 休憩〉

〈午前10時55分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第4．議案第42号、請願第2号、同第3号、発議第2号及び同第3号

○議長（松尾徹郎君）

日程第4、議案第42号、請願第2号、同第3号、発議第2号及び同第3号を一括議題といたします。

本案については休会中、総務文教常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

なお、関連して、発議第2号及び同第3号の説明を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

本定例会初日に当委員会に付託となりました関係部分については、6月20日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

審査の結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案第42号については原案可決、請願第2号及び第3号は採択であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第42号、財産の取得について（大型モニターセット）については、担当課より、市内の小中学校に65型の大型モニターを92台導入する計画について説明があり、委員より、大型モニターの転倒による事故も想定されるが、キャスター付スタンドの構造上は大丈夫なのか。大地震の際の対策として、ベルトなどで固定する必要はないのかという質疑があり、今回導入するスタンドは倒れにくい構造で安全面に配慮したものだが、各学校に必要な対応を検討したいと答弁がありました。

このほか若干の質疑はございましたが、報告は割愛させていただきます。

続きまして、請願であります。

請願第2号及び第3号については、それぞれ紹介議員からの説明を受けて、審査を行っております。

請願第2号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願では、少人数学級を実現するためには、教職員を増やす必要があるが、教員を志願する学生が減ってきている中、教員の資質の部分で不安が残るという面から反対という意見、また、今

は個性・個別が重視される社会、環境の中で育つ子供が多くなっており、そういう面などから30人以下学級の実現に賛成であるなどの意見があり、起立採決の結果、採択となりました。

これにより、請願第2号は、意見書の提出を願意としておりますことから、発議第2号を提出いたします。

これより発議文を読み、提案説明とします。

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書。

子供たち一人一人が大切にされ、豊かな人間関係の中で教育が行われることは、保護者・地域住民・教職員共通の願いです。

2021年の法改正により、小学校の学級編成標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校にとどまることなく中学校での早期実施も必要です。新潟県では、2001年度から小学校1・2年生において、県独自で32人以下学級が導入されました。また、2015年からは、小学校3年生から中学校3年生までで35人以下学級が拡充され、小中全学年での少人数学級が実現しました。全国的にも少人数学級を拡大する自治体が増えてきています。

しかし、小学校5年生からの35人以下学級については、1クラス25人以上の下限設定があり、全ての学校で実現しているわけではありません。きめ細かい教育活動を進めるためには、下限設定の撤廃や、さらなる学級編成標準の引き下げ、30人以下学級の実現が必要です。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき問題が山積しており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。また、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、新たな業務も発生しています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的配置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、以下の措置を講じられるよう強く要請します。

1、中学校での35人以下学級を早急に実現すること。また、さらなる学級編成標準の引き下げを検討し、30人以下とすること。

2、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

3、自治体で国の水準を下回る、学級編成基準の弾力的運用の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。

4、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣に意見書を提出いたします。

次に、請願第3号、緊急事態に関する国会審議を求める請願では、請願の趣旨が少し分かりにく

く賛成できかねるなどの意見がありましたが、起立採決の結果、採択となりました。

これにより、請願第3号は、意見書の提出を願意としておりますことから、発議第3号を提出いたします。

これより発議文を読み、提案説明とします。

緊急事態に関する国会審議を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症は、長期にわたり全国各地で拡大し、日本経済に大きな打撃を与えている。

また、今後30年以内に高い確率で、首都直下型地震や南海トラフ巨大地震の発生が予想されており、東日本大震災の際は、道路をふさぐ震災瓦礫の撤去の遅れが、被災地自治体の機能停止を引き起こし、問題になった。

さらに、ロシアによるウクライナへの侵攻を目の当たりにして、憲法の前文は非現実的で、何も対処できない国であることが明確となった。

感染症は全国的に影響を及ぼし、大地震などの自然災害は、どこの自治体であっても被災地になり得る。ましてや、ほかの国家機関が日本に対して兵器による武力行使をした場合は、全く対処できない。これら全ては全国的な喫緊の課題である。

国家の最大の責務は、緊急時において国民の命と生活を守ることである。国民は、国家が緊急時に国民の命と生活を守るための施策と法整備、さらには根拠規定たる憲法について建設的な論議に取り組むことを期待している。

よって、国会においては、緊急時における憲法の在り方について建設的かつ広範な議論を促進するとともに、国民的議論を喚起するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災、海洋政策）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）に意見書を提出します。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第2号及び同第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

和泉克彦議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

和泉議員。〔13番 和泉克彦君登壇〕

○13番（和泉克彦君）

和泉克彦でございます。

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願について、反対の立場で述べさせていただきます。

30人以下学級の実現に向けては、既に新潟県はもちろん、この糸魚川市においても取り組んでおります。当市では、小学校において、昨年の80%から91%と実現間近になっております。中学校においては、請願にあるとおり、実現に向けて急がれる状況ではあります。また、教育現場の先生方の働き方改革という課題もあり、子供たちの教育環境の整備と先生方の負担軽減等の課題があることも理解できます。

30人以下学級の実現で、いじめや不登校が減り、なくなるのか。少人数学級で学力は上がるのかなど、これらの課題について、様々な調査研究がなされていますが、いまだその結果には、ばらつきが見られ、学力の向上やいじめ・不登校が減少するという明確なエビデンスは、今のところありません。現実、当市の小学校で、いじめの認知件数が令和3年度において116件と、令和2年度の55件から倍増しています。この結果は、教員現場において今までよりも見逃さないという先生方の認識や、長引くコロナ禍で子供たちも相当なストレスを抱えているものと思われる背景があると思われまます。不登校についても、年々微増の傾向です。

この30人以下学級が、実現しつつある状況で、このような結果が出ていることから、単に30人以下学級の実現だけで、いじめや不登校の問題が解消されるものではないことが分かります。30人以下学級を実現するためには、膨大な教育予算が発生することも忘れてはなりません。試みの試算では、教室などの整備や増員される教員のために、毎年3,600億円もの教育費が必要となります。コロナ禍で、昨年よりも累積債務がさらに膨れ上がっています。昨年度の決算審査や今年度の予算審査において、コロナ対応としての国からのお金が動いていることがよく分かりました。これらも含めて、今後は様々な予算の締めつけがなされていくものと、財源がない中での対応が予想されます。そのような情勢で、試算ではありますが、貴重な3,600億円を効果がいまだ分からない形で使うのは、本当に子供たちや先生方のためになるのでしょうか。同じ3,600億円を使うのなら、糸魚川市が抱えている教育現場の喫緊の課題を解決するため、そして、子供たち、先生方のためになる使い道を考えるべきです。

次に、30人以下学級を実現するという事は、今まで以上に教員の採用数を増やさなければなりません。

新潟県教育委員会では、令和5年度の公立学校教員採用選考検査の出願状況を公表しています。小学校の出願者数は、令和4年度518名だったのが、令和5年度、来年度の出願者数は412人と、昨年教員枠を100人増員したにもかかわらず、来年度の採用志願者数は100人以上も減っ

ております。倍率は1.7倍とかなり低くなっています。そのため、単なる教員の加配は、教員の質の低下をも招くこととなります。糸魚川市の子供たち、先生方にとって、そして現状をよく分析して、特別支援の現場や生徒指導上での対応が、必要な現場へのピンポイントの加配のための予算づけをしたほうが、はるかに効果があると考えます。

30人以下学級の実現も、継続して取り組むべき課題ではありますが、それを実現するためには、教育現場において、まだまだ解決しなければならない問題が山積しています。

以上のことから、糸魚川市の現状、教育予算、教員の質の低下などを鑑みると、30人以下学級の実現には、反対するものであります。

議員の皆様におかれましては、ご賛同いただきますことをお願い申し上げ、反対討論といたします。

以上です。

○議長（松尾徹郎君）

次に、田中立一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

市民ネット21、田中です。

請願第2号、30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書に賛成の立場で討論いたします。

昨年の法改正により、小学校の学級編制標準は、段階的に35人に引き下げられることになったものの、小学校にはとどまらず、中学校においても少人数学級の早期実施が必要であり、さらにきめ細かな教育のために、小中学校における30人以下学級の実現が求められるという内容のものであります。

学校現場におきましては、子供の貧困への対応、障害者差別解消法の施行に伴う障害のある子供への合理的な配慮、いじめ、不登校といった解決すべき多くの課題に加え、最近におきましては、GIGAスクール構想などによる1人1台端末が与えられるなどの教育のICT化や小学校の高学年における教科担任制、あるいは外国語の授業化など、新学習指導要領の施行もあり、児童生徒一人一人に寄り添った、きめ細かな指導、学びの質を高めるための教育が求められているところであります。加えて、少数職種の配置、新型コロナウイルス感染症防止対応と、教師の職務は複雑化・多様化が、ますます進んでいる中での授業の準備の十分な時間確保が困難な状況になっていると言われている。そういったことにつきまして、少人数学級の実現による安心・安全な教育環境の下、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育への転換が可能になる。そのように考えるところでございます。

このことは、昨年の全国知事会、市長会、町村会においても、今後の教職員定数の在り方に関する国と地方の協議の場でも意見が出されているところでありますし、また、全国どこに住んでいても、教育の機会均等が担保され、一定水準の教育を受けられることは重要であり、教育水準が、維持・向上されるよう豊かな学びを保護する条件整備が不可欠であることから、義務教育費国庫負担

制度を2分の1に復元し、教育の地域格差、自治体の負担の軽減を図らなければならないことを訴えさせていただきます、この請願への賛同をお願いするものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（松尾徹郎君）

次に、宮島 宏議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島議員。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

清新クラブの宮島 宏です。

発議第2号の内容のうち、30人以下学級の実現について、反対の立場から意見を述べます。

本発議は、教育現場で働く教職員組合からの請願が基であり、日々、学校の内外で子供たちと真剣に向き合う先生方からの思いや願いという点で、重いものと認識しております。私も、かつて教職にあったものとして、この発議の意味は、十分理解しているつもりです。

しかしながら、少人数学級の導入においては、次に述べるような幾つかの心配事があると考えています。

まず、少人数学級の実現には、当然のことながら、今よりも多くの先生方を採用する必要があります。ここで、大きな心配事があります。

それは、新規採用教員の質が十分に確保されないのではないかということです。本県の小学校教諭の採用試験の倍率が低下したことを受けて、県教委は、倍率を上げるためのいろいろな努力をしております。これは、競争率が下がることによって、採用される先生方の質が下がってしまう可能性があるからです。つまり、少人数学級の導入により、多くの先生方を採用すると、教員としての十分な資質がない人も採用されてしまう可能性が、私はとても心配して居るわけです。

私が心配していることは、オックスフォード大学の現代日本研究所の荻谷剛彦教授も2006年に、既に同じことを指摘しています。

新規採用教員は、採用後、赴任校の内外で様々な研修を受けます。赴任校では、人数が多いため、加配による職員だけでは対応できず、ベテランの先生方も担当することになると思われます。少人数学級の導入によって、ベテランの先生の負担が増え、実際に受け持っている担任学級の教育に影響が出てしまうことが、とても心配です。

また、少人数学級になると、きめ細かな教育ができると言われてはいますが、慶應義塾大学経済学部の赤林英夫教授の2013年の研究によりますと、少人数学級でも大人数学級でも、学力等に大きな差がない、優位な差がない、そういった研究結果が出ております。

以上のように、少人数学級の導入に当たっての私の心配が拭えない状態ですので、現場の先生方からの願いということをも十分理解しつつも、あえて反対させていただくものであります。

議員の皆様におかれましては、少人数学級導入への私の心配事を十分にご理解いただき、ご判断いただきたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

続きまして、発議第3号、緊急事態に関する国会審議を求める意見書について、新型コロナウイルス感染

症とロックダウンを例として、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

新型コロナ感染症は、パンデミックとなり、いまだに私たちの生活や経済活動に大きな影響を与えています。エイズやサーズを乗り越えてきた私たちですが、新型コロナ感染症は、昨日の時点で、日本国内の累計の感染者数は約919万人、亡くなられた方は3万1,078人に上っております。大変深刻な状況になっています。昨日の時点での国内の新規感染者は、いまだ1万7,000人に達しています。

感染が非常に拡大した時期に、医療従事者からは、感染を抑え込むために諸外国と同様にロックダウンを行うことが要請されました。

しかし、日本では、ロックダウンはできませんでした。それは、ロックダウンに関する法律がなかったからです。

1998年に成立した感染者の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法は、人権に配慮し、できるだけ強い措置は設けずに、総合的観点から感染症対策をする制度となっています。これは、ハンセン病患者等に対する差別や偏見への反省に基づくものです。

憲法と公衆衛生の問題に詳しい千葉大学大学院、専門法務研究科の大林啓吾教授は、次のように述べています。

日本は、ロックダウンを行わずに自主要請にとどめたので、これをしてはいけないという行動の限界ラインが曖昧となり、人々が要請されてる以上に気をつけるようになった可能性がある。そのおかげで日本でのコロナ感染症は、持ちこたえることができた。医療崩壊にもならなかったと、そういうことを指摘されています。

続けて、大林教授は、次のように述べています。

ただ、これまではそれでよかったかもしれませんが、その方法が、将来に通じる保障はありません。ですから、様々な論点を慎重に検討・議論し、必要ならば法整備につなげるべきだということを大林教授は述べています。つまり、新型コロナ感染症のような、次の緊急事態、例えば大規模な自然災害、他国の武力侵攻などに備えて、国会において、多様な視点から慎重に議論し、必要ならば法整備につなげることが、今求められていると言えます。

議員の皆様におかれましては、種々の緊急事態の対応についての慎重な議論と必要に応じた法整備の重要性をご理解いただき、発議第3号にご賛同いただきますよう、衷心よりお願い申し上げます、私の賛成討論とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（松尾徹郎君）

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔4番 新保峰孝君登壇〕

○4番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

請願第3号、緊急事態に関する国会審議を求める請願について、反対討論を行います。

請願の中で、新型コロナウイルス感染症による被害、医療従事者や病床不足、想定されなかった

医療崩壊の危機を招くという事態が発生したとありますが、この間、医療費がかかり過ぎるといって保健所を減らし、病院と病床数の削減を行ってきた、その政策の結果ではないのか。また、大規模災害に対しては、既に内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、対応できますし、都道府県知事や市町村長の強制権もあります。ロシアによるウクライナへの侵攻は、許されることではありませんが、だからといって、日本国憲法に緊急事態条項を設けるというのは、乱暴過ぎるのではないのかと思います。

日本国憲法には、緊急事態条項はありません。緊急事態条項は、立憲的な憲法秩序を一時的にせよ停止し、行政区への権力の集中と強化を図って、国家政権の危機を乗り切ろうとするものであります。立憲主義と民主主義、国民の人権を破壊する大きな危険を持つものと言わざるを得ないものであります。

日本国憲法は、二度と戦争をしてはならないという決意から、軍事的緊急事態と国民の人権制約を想定しておりません。世界史的に見ても、ドイツにおけるナチスの独裁は、緊急事態条項イコール緊急権を利用して、多数の国会議員を逮捕し、国会を機能停止に陥らせ、全権委任法の制定で首相イコール、ヒトラーに権力を集中させ、第2次世界大戦に突入していきました。緊急事態条項の目的が、自然災害等を口実にした戦争できる国づくりの一環であると言わざるを得ないものであります。歴史に学び、同じ過ちを繰り返さないことが大事であります。

以上、述べまして反対討論といたします。

○議長（松尾徹郎君）

次に、阿部裕和議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

阿部議員。〔2番 阿部裕和君登壇〕

○2番（阿部裕和君）

みらい創造クラブ、阿部裕和でございます。

発議第3号、緊急事態に関する国会審議を求める意見書について、みらい創造クラブを代表し、賛成の立場から討論いたします。

新型コロナウイルス感染症をはじめ、東日本大震災、さらにはロシアによるウクライナへの侵攻、今日まで、このような緊急事態の発生に対しては特別措置法などで対応してきましたが、従来の法体系では限界があり、緊急事態に対し、対処し切れていません。近年では、異常気象と言われるような自然災害が毎年のように起こり、直近では、能登地震も発生し、近い将来、首都直下型地震や南海トラフ巨大地震の発生も予想されております。

前段の新型コロナウイルス感染症や地震、ロシアによるウクライナへの侵攻は、あくまで緊急事態の例であり、今後こうした予測不能な事態に直面したとしても、適切な対応を取り、国民の生命や生活、財産を確実に守っていかなければなりません。

よって、国会において、緊急時に速やかな対応ができるよう、憲法の在り方について、建設的かつ広範な議論を進めることを求めます。

以上を踏まえて、私は、発議第3号、緊急事態に関する国会審議を求める意見書について、賛成いたします。

議員各位におかれましても、賛同していただきたくお願い申し上げ、私の討論を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第42号、財産の取得について（大型モニターセット）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議事の都合により、発議第2号を先議いたします。

お諮りいたします。

発議第2号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより、請願第2号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願については、採択すべきものとみなします。

次に、議事の都合により、発議第3号を先議いたします。

お諮りいたします。

発議第3号、緊急事態に関する国会審議を求める意見書を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより、請願第3号、緊急事態に関する国会審議を求める請願については、採択すべきものとみなします。

日程第5．議案第43号から同第45号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第5、議案第43号から同第45号までを一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

田原 実建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

本定例会初日に当委員会に付託となりました関係部分については、6月16日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

審査の結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第43号では、字の変更を行う場所の確認などがありましたが、特に報告することはございません。

議案第44号並びに議案第45号は、一括で説明と質疑が行われました。

委員より、車両の納期の遅延についての質疑があり、担当課より、県庁で市町村担当者会議があり、コロナ禍に加え、紛争の影響で納期が遅延している。どのメーカーも通常の納期の対応ができなくなっており、数か月納期が遅延、契約から納入まで1年、またはそれ以上となる場合もある。メーカーも正確な回答ができず、納期が長期化している。この納期の遅延も管理費や製造コストに影響し、価格の上昇の原因の一つとして聞いているとの情報提供があったと答弁がありました。

また委員より、入札は、5者応札できるところ、どちらも1者で同じ業者だが、その理由は、との質疑があり、担当課より、各製造メーカーに問合せをしたところ、新型コロナの影響で生産力が低下し、物流が混乱するなど建設機械の納期がかなり大幅に遅れたため、納期限に間に合わないということで応札者がいなかったと答弁がありました。

また委員より、落札率が92.5%と92.3%だが、この落札率は通常どおりの競争が行われたときと比較して妥当なものかとの質疑があり、担当課より、去年は70%台のメーカーがあったが、競争が働かないということで1者応札になると思っていなかった。これが将来も続くかは分からないが、県などの情報を頂き、どういう方策がいいか検討してまいりたいと答弁がありました。

このほかにも質疑・意見等ございましたが、報告は割愛いたします。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたしま

す。

これより議案第43号、字の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第44号、財産の取得について（除雪ドーザ（11トン級マルチプラウ・スノーバケット付））を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第45号、財産の取得について（除雪ドーザ（11トン級マルチプラウ付））を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第6．議案第47号

○議長（松尾徹郎君）

日程第6、議案第47号、令和4年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案については休会中、市民厚生常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

本定例会初日に当委員会に付託となりました本案については、6月17日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第47号、令和4年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでは、担当課より、介護保険の財源の仕組みと償還金についての説明があり、国・県等の負担金は、実績に応じて翌年度に過不足を調整しているが、令和3年度は、交付を受けた収入済額が、実績による確定額より多いため、令和4年度に返還するものであるとの説明でした。

委員より、返還金の額と高齢化等との関係についての質疑があり、担当課より、国・県等の算式で交付を受けたが、実績により、介護給付費が落ち込んだことから返金額も多くなっている。

要因としては、高齢化というより、新型コロナウイルス感染症の影響で、通所サービスの利用を控えたり、職員側も含めて感染者が発生したことによる施設の休業が給付費の数字に表れたという答弁がありました。

以上、当委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第47号、令和4年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第7．議案第46号

○議長（松尾徹郎君）

日程第7、議案第46号、令和4年度糸魚川市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

本定例会初日に、当委員会に分割付託となりました、議案第46号については、6月20日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

総務課関連では、担当課より、最新のGIS航空写真の更新業務。道路除雪管理システムなどの背景図として活用するため、新たに航空写真の撮影等を行うもの。財源としては、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金と、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を予定していると説明があり、委員より、地理情報システムは今までにあったと思うが、それとの関連性は。巨額の予算となっているが、新たにやるものなのか。Googleマップのように無料で地理情報が使用できるものもあるが、この辺との関連性は。財源は新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金だというが、その用途は結構ニュースになっている。なぜコロナ関連の給付金なのかとの質疑に対し、担当課より、これまで運用してきた地理情報システムの航空写真は平成27年度に撮影したものであり、相当年数が経過していることから、これを更新するものである。地理情報システムでは、電子的な地図の上に、例えば防火水槽、消火栓、市道、林道、そういった市の管理している情報を重ね合わせた上で、様々な分析を行ったり、情報の台帳管理をしているものである。Googleマップ等も、確かに航空写真として見るには有効だが、写真と組み合わせた情報の分析などで、現在の情報管理システムを活用している。今回の交付金は、デジタル都市国家構想推進交付金事業の補助に当てられることになっており、これを活用して、予算を計上している。

また、委員より、除雪情報管理システムについて、市民がリアルタイムに確認するというニーズというのは、どの程度見込みがあるのかという質疑に対し、担当課より、例えば大雪の際に、除雪はまだ来ないのかというような問合せを市民の皆様から頂くが、どの辺を除雪しているかが確認できれば、市民の皆様も、もうじき除雪車が来そうだとか、そういう部分分かるので導入したいというものである。

企画定住課関連では、担当課より、今回の助成事業は、自治総合センターの宝くじ社会貢献事業として、住民が行うコミュニティ活動の備品整備等に対して実施するものであり、能生地区町内会連合会、祇園神楽の修繕費など、今年度は3地区が採択され、計700万円を助成するものと説明がありました。

財政課関連では、担当課より、ロータリー除雪車1台の納期が間に合わないことが見込まれるため、その繰越しについての説明があり、委員より、除雪機ばかりではなく、資材不足など、いろいろな情勢がある中で、納入の見込みは立っていると思っていいのか。納期は分からないという状況なのかという質疑に対し、担当課より、今回のロータリー除雪機について、メーカーのほうの確認では、9月の発注なら、来年の11月末頃には納入が可能ではないかというような話であり、ある程度できるという判断で今回繰越しをお願いしたいものであると答弁がありました。

こども課関連では、担当課より、大和川小学校の建物と建物の接続部のエクспанションジョイントと呼ばれる箇所の老朽化により、接続部及びその周辺のタイル等の修繕を行いたいもので、今回、補正予算を計上しているが、児童の安全のため対応を急ぐ必要があり、既決の予算内で業務を進めていると説明がありました。

こども教育課関連では、部活動指導員配置事業について、学校教育活動の一層の充実及び教員の働き方改革の実現を図るため、市内中学校において部活動指導員を配置するもので、今年度から開

始した事業であるが、新年度に入り、計画していた以上の指導員を前倒して配置することが可能となったため、不足する3部活分の報酬金等を追加するものであると説明があり、委員より、保護者にとっても子供たちにとっても部活動というのは大事であり、部活動指導員の配置など、こういったことは計画的に進める必要があるのではないかとの質疑に対し、教育長より、部活動は大事な教育活動の一環であり、この事業については慎重に進めていかなければならないと自覚している。今年からスタートし、現在は試行的な段階であるが、国は配置を促す方向で、移行のステップを丁寧に進めて、一番は子供たちに迷惑をかけないように、関係者、地域団体、保護者など、いろいろな方々と協議を進めながら、段階的に地域移行という形の方向に持っていきたいと答弁がありました。

また、委員より、部活動指導員への移行に当たり、大会の引率であるとか、保護者との協力の在り方など、いろいろ課題が出てくると思う。予算の確保も必要だろうし、人脈をたどって指導員を確保する事態が出てくるかもしれない。初年度の事業だが、子供たちは待たないでであり、丁寧な対応は可能なのかとの質疑に対し、担当課より、スタートしたばかりで課題も出てくると予想されるが、指導員に丸投げするのではなく、教育委員会とも連携しながら、関係者や保護者、学校の代表者で協議、検討会議などを行い、スタート段階の課題等を洗い出しながら、子供たちがいい形で部活ができるようにしていきたいと答弁がありました。

このほかにも質疑等がございましたが、報告は、割愛させていただきます。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、田原 実建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました議案第46号については、6月16日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について報告いたします。

商工観光課・能生事務所・青海事務所関係では、サテライトオフィス企業誘致コーディネート委託料について、進出企業支援補助金について、ピアパークの備品などについて質疑がありましたが、特に報告すべきことはありません。

建設課関係では、委員より、新型コロナ対策事業リフォーム補助金の対象となるエアコン工事について質疑があり、担当課より、もし早めに着工したい場合は、交付決定前着工も可能だが、今時点では抽せんということになっており、もしかして申込みが多数あって、予備費等で対応できない場合は、補助対象にならないことを踏まえた上で事前着手をしていただく形になる。若干のオーバーで財源の対応ができるようであれば、その中で検討してまいりたいと答弁がありました。

また委員より、補助を受ける条件として、同じ建物の中で、ほかの補助事業を使ってキッチンを直して、エアコンは今回の補助金もらってつけることは可能かとの質疑があり、担当課より、中身

が違うキッチンのリフォーム、またエアコンの入替えであれば、業者を分けてもらうことで、補助金を頂く方法はある。ただ、1つの契約の中ではできないので、工事を分けてもらうという形で工夫をしていただければ対象になると答弁がありました。

都市政策課関係では、今井地区自治振興協議会が中谷内バス停留所に待合室を新設することに関連して、委員より、小中学生や高齢者の利用を考えれば、市内にはバス待合所を設置したほうがいい場所はいっぱいあると思う。地域が半分を負担するところを軽減すれば、自分たちのところにも欲しいという声が上がってくると思うので検討を願うとの意見が出されています。

このほかにも質疑・意見等ございましたが、報告は割愛いたします。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

委員長の報告中ですが、ここで、1時まで暫時休憩といたします。

〈午前11時58分 休憩〉

〈午後1時00分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました議案第46号については、6月17日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

市民課関係では、戸籍事務にマイナンバー制度を導入するための電算システム処理委託料であり、国の予算づけがあったことから補正を行う。これにより、各種社会保障等の行政手続に戸籍謄本等の添付が省略でき、利便性の向上と行政事務の効率化を図るものである。戸籍情報システム等において情報提供用個人識別符号を取得するための電算システム処理であり、戸籍情報はマイナンバーでひもづけせず、マイナンバーに代わる情報提供用個人識別符号でひもづけするものである。活用方法は、令和6年開始予定の市区町村の戸籍情報システム、総務省の情報提供ネットワークシステム、法務省の戸籍情報連携システムの3つのシステム連携により、他市区町村に本籍のある方の戸籍情報を確認することが可能となるという説明がありました。

委員より、マイナンバーとの関連についての質疑があり、担当課より、マイナンバーでひもづけせず、マイナンバーを記号や文字等に変換した情報提供用個人識別符号とひもづけすることで、直接マイナンバーでは検索できない、セキュリティーを高める形になっている。このシステムを使う

ことによって、照会の相手方が行政機関であるという確認をする中で、情報取得ができるという答弁がありました。

委員より、利便性の向上についての質疑があり、担当課より、今回のシステムは、現在戸籍だけでなく、除籍や改製原戸籍など、戸籍に関する全ての情報が確認できるようになる。将来的にこのネットワークができれば、他市区町村に本籍のある方も、糸魚川市で全部戸籍が取れるようになるという答弁がありました。

ほかにも若干の質疑がありましたが、割愛いたします。

健康増進課関係では、新型コロナウイルスワクチン接種事業は、3回目及び4回目接種の実施に伴う委託料等などであり、新型コロナウイルス感染症生活支援事業は、自宅療養者への食糧支援と支援物資の配送業務委託にかかる経費であり、予防接種健康被害調査委員会費は、主に調査委員会委員の報酬であるという説明がありました。

委員より、健康被害調査委員会について質疑があり、担当課より、委員の構成は新潟大学の齋藤教授をはじめ、市内医師会の医師3名と糸魚川保健所長を合わせた5名である。申請予定が1件あるが、まだ書類が整っていないので日にちは決まっていない。申請予定の方は、経過観察を受けている状態であると聞いている。委員会で国に進達すべきかを検討し、その結果、健康被害救済の申請をすることになれば、市から県を通して国に進達する。国の検討会で審議され、認定されれば医療費等が支給されるという答弁がありました。

ほかにも若干の質疑がありましたが、割愛いたします。

以上で、議案第46号のうち、当委員会に分割付託となりました部分について報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第46号、令和4年度糸魚川市一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第8．議案第48号

○議長（松尾徹郎君）

日程第8、議案第48号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第48号は、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

健康づくりセンター屋内プール増築設計業務の違算に伴う一連の管理監督責任を重く受け止め、私の給料の100分の20、1か月分を減額いたしたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1人15分以内としてください。

ご質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

本案につきましては、設計委託に関する違算についての責任ということですが、この中でいう一連の責任というのは、何でしょうか、具体的にお答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

違算から、その設計書が入札チェックをすり抜けたといいましようか、チェック漏れをいたして、

そしてまた、その設計書が入札にかかり、そして、その入札すべく人のところに行かないで、違った人のところに入札になったというところを一連と申し上げました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

もう少しはっきりしゃべってほしいと思いますね。最後のほうが、少しもごもごって、口もごってしまって、何言ってるかよく分かりませんが。

これは、一連というのは、まず1つが、失格業者との契約を結んでしまったと。それが後ほど分かったことによって、正規に入札できる業者等に迷惑をかけたということでのあれなんですか、減額処分なんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

それも含めますが、違算をしたというところから、全てその入札の執行まで行ったまでの一連と申し上げております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

責任を認めて減給するならば、何と何に対して何が悪かったから、これこれこういう理由で減額するというふうに議案書というのは出さなくちゃ駄目ですね。だから、念を押すんだけれど、この違算に対して、5つの判こといいますでしょうか、決裁印を押しました。そういったことに関することも、この中に入ってるんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺 忍君登壇〕

○総務課長（渡辺 忍君）

お答えいたします。

決裁を行った5つの判この職員につきましては、3人まだ在職しております。それにつきましては、先日、6月16日に懲罰委員会を開催させていただきまして、処分のほうを決めさせていただいております。当時の課長補佐であるものと当時の係長であるものにつきましては、訓告処分、それから、当時の主査であるものにつきましては、嚴重注意処分というふうに決めさせていただいております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

これも併せて発表しないと分かんないですよ。当時の職員は、じゃあ全然責任取らなくていいのかという話になりますわね。

それと、この一番問題になりました前議員の古川さんが質問したことに対する虚偽の答弁ね。要するに、これは安過ぎるんじゃないか、何かもう一回計算してみたほうがよろしいんじゃないかということに対して、行政側は問題ないと答弁し、検算をしないで、こういったことも責任に入っているんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

一般質問の中でもお答えしたかと思いますが、当時については、違算というか計算とかいうことではなくて、入札が適切だったかどうかというようなことでお尋ねになられたかと思っております。そのようなことの中では、我々といたしましては、入札の基準の中で判断させていただき、その適切というお答えをさせていただいたと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

何はともあれ、これで問題ありませんよということで、職員が市長に上げますよね。その証拠として、5つの判こがついてある。部下がやったことじゃ済みませんよね、検算のための、決裁印を押して、検算もしないで計算の確認もしないで職員に対して問題ありませんとやってしまった。これは大いなる行政責任であり、はっきり言って職務怠慢と言いますね。飾りのために判こを押すんじゃないんでしょう。それはやっぱり間違いありませんよと。市長、安心して契約してくださいという意味も含めて判こを押すもんだ。やっぱり今日の20%に市長責任のところに入って来る。問題になってきますね。

ところで、何で20%何ですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

私は、一連の今起きた事柄に対しての責任を感じて、その責任の取り方といたしまして、今申し上げた100分の20という減給を決めさせていただきました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

私、耳悪いのかもしれないけど、聞き取れなかったんです。

○議長（松尾徹郎君）

いま一度、米田市長お願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

今、上程させていただきました責任の取り方といたしまして、100分の20、およそ1か月の減給というものを上げさせていただき、私は、それをもって責任を取らせていただいたと捉えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

20%の妥当性というのは、何に比較して出てきましたか。過去7回も減給処分をしてるわけですけど、何と比較して、この20%というのは、出てきましたか。

それから、この20%というのは、金額にすると幾らになるのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

私といたしましては、今回の責任については、妥当であると、この責任は今の上程させていただきました事柄で、責任を果たすと考えまして、上程させていただきました。

細かい金額については、また、部・課長のほうから答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺総務部長。〔総務部長 渡辺孝志君登壇〕

○総務部長（渡辺孝志君）

では、金額のほうは、総務部長の私のほうからお答えさせていただきます。

金額は、16万4,000円になります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

この20%の妥当性について、今、質問したのは、16万円ほどだというふうな、金額に直すと

ありました。市民のほうでは、安過ぎるんじゃないかという声が出ています。この件につきましては、例えばこの1年間だけでも、やっぱり官製談合事件があり、副市長の地位利用のための公職選挙法違反があり、そして調査の中で、前市会議員に対して、虚偽とまでは言いませんが、要するに確かめもせずに答えてしまった。さらにそれには、いわゆる何といたしましうか、盲目的に5つの判こ、中の内容も確認もせずに決裁印を押してしまった。それはやっぱり検算していくべきですよ、決裁印を押すに当たっては、これで間違いない。だから、入札に対する考え方、やっぱりその責任もありますよね。そういったことも含めたら、この20%は、やっぱり安いんじゃないかと。これだけ世間を騒がせておいて、市長にしてみれば、我々にとっては大金ですけど、市長にしてみれば、わずか2割にしか過ぎないものを、で済ましてしまっていていいのかというのがあります。今、羅列しただけの責任を取るには、20%は安過ぎるんじゃないかという意見が出てますが、これは市長としてはどのようにお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

私にとりましては、大変重いものと受け止めております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

でだ、先ほど懲戒処分にした3名が残っていると。認め印といたしましうか、決裁印を押した職員が3人。じゃあ残り2人はどうなるんですか。お構いなしですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺総務部長。〔総務部長 渡辺孝志君登壇〕

○総務部長（渡辺孝志君）

お答えします。

5人のうちの残り2人につきましては、退職をされております。そういったことで、処分というのはできないものというふうに思っておりますが、訓告処分ということになりますと、通常の懲戒処分とはちょっと違った意味合いになります。処分としては処分でございますが、申し訳ありません。退職ということになりますと、処分というのは、ちょっとできないということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

そのうちの1人は、この設計を行い、見積書を作った元係長ですよ。もう一人というのは、一番その5人の中では一番上の課長さんでしょうか。いいですか、一番責任を取らなくちゃいけない

2人が全く責任なしで、残った3人が、君たち残ったから処罰ねって、これどうもつじつまが合わないように思われますが、どのようにお考えですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺総務部長。〔総務部長 渡辺孝志君登壇〕

○総務部長（渡辺孝志君）

一般的な考え方からすれば、確かにもう辞めてしまえばいいのかという議員のお尋ねだと思います。私たちにしても、時間は戻すことは、もうできませんので、ここに在籍してれば、当然、処分の対象にはなっておるはずですよ。

しかしながら、もう糸魚川市から、もう退職されて、職員の身分ではございませんので、訓告とったり戒告とか、そういった処分の該当するところはあると思いますが、申し訳ありませんけれども、そこら辺のところは退職された方については、ちょっと処分はできないというふうにご考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

納得いきませんね。辞めたもん勝ちですか。

公務員の皆さん、ここにいらっしゃる職員だってやりきれないと思うんですよ。一生懸命仕事してるのに同じような目で見られ、辞めたその職員は、何のおとがめもなし。残った職員が処分されるって、これ一般的には、納得できるという人が、誰が聞いたって納得できませんよ。何回も言うように、こうした責任問題や行政ミスの問題というのは、明らかにしていけないと次のステップが踏めないと。これ前の一般質問でも、ずっと言い続けてますよね。重たい荷物を背負わないと新しいまちの構築へ行かない。市長のほうは、これからやっていかれるであろういろんな施策が、やっぱり身になっていかないと。これはやっぱりもう一度、何だろう、辞め得だとかというふうな話は抜きに、これやっぱり処分すべきではないですか。市のトップが処分を受けてるというのに、それを全然処分を受けない職員がいるというのは納得できますか。私は納得できないと思いますが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

井川副市長。〔副市長 井川賢一君登壇〕

○副市長（井川賢一君）

お答えいたします。

今回の案件でいいますと、本来の処分ということになりますと、設計を違算した職員が処分対象となります。また、それに伴う決裁をする者、あるいは点検をする者が、また処分対象になりますけれども、今回、本人については、既に懲戒免職を受けて退職している。また、当時の上司については、もう既に普通退職ということで、現在、職場にいないわけです。その部分について、今、元職員と退職した職員について、その部分については、今処分が問えないものですから、その部分も含

めて、今回、米田市長が、この減給の中で責任を取るという形であるというふうに私は認識しております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

何で辞めた職員に責任問えないんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺 忍君登壇〕

○総務課長（渡辺 忍君）

お答えいたします。

辞めた職員につきましては、いわゆる職員外になりまして、地方公務員法の適用外になりますので、処分ということはできないということになっております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

それじゃあ市のお金を横領したといいますか、くすねた。見つかりそうになってきた。辞めた。じゃあ僕、一身上の都合で辞めますという場合、じゃあその職員は罪ならないんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

井川副市長。〔副市長 井川賢一君登壇〕

○副市長（井川賢一君）

お答えいたします。

職員が在職中に非違行為を起こしていた場合、それで退職後に、例えば禁固刑とか懲役刑に処せられた場合は、退職後に5年間、退職手当の返金を求めることができるという条例がございますので、そちらのほうで対応させていただくことになります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

違算の関係は、これは罪にならないんですか、それで、やってしまった行為に対して。これは責任問題ですけど、基本的には何らかの刑だとか罪にはならないんですか。これははっきりすればですよ。官製談合の公取引妨害罪でしたっけね、たしかそうなるはずですよ。これはやっぱりちゃんと調べて、結論を出さなくちゃいけないと思いますが、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺総務部長。〔総務部長 渡辺孝志君登壇〕

○総務部長（渡辺孝志君）

確かに非違行為になりますが、確かに副市長が先に言った、そういった事例でありますと適用がありますが、今回の場合の訓告ですとか戒告というのの懲戒処分であるならば、退職しても罪には、地方公務員法の外ということになりますので、罪は問えないということになります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

おかげさまで、法律に詳しくなりましたね。罪を犯した人間、失敗した人間を裁くのは、地方公務員法だけではございません。

いいですか、悪いことをしたら裁かれるというのは、これは世間一般の考え方じゃあないですか。私はもう職員じゃないんで関係ありません。私は辞めたんで関係ありません。聞かなきゃ分かりませんが、近づかないでください。口を利かないでください。話しかけないでください。弁護士に言いますよ。それが通ればさ、何でもありじゃあないですか。もう犯罪を犯して疑惑の目を向けられたら、弁護士に言って、基本的人権の侵害になるんで話しかけないでくださいと言えば、誰も近づけない。けどね、それを跳ね返す法律はあります。ちゃんとこれは弁護士からお話を聞いた中で、ちゃんとあります。それはやっぱり聞き方の問題、やり方の問題であって、法に触れない聞き方ややり方は。だから、諦めないでください、市の職員の皆さん、悪いことをしたら裁かれる。それも、しかも在職中でしょう。

それから、市長は20%は十分重たいと言いますが、これ金額の問題でも20%の問題じゃない。これで8回目だということだ。全国の首長の中で、8回も減俸処分を受けた首長はいませんよ。普通なら辞めます。この罪は、非常に大きい。20%、1か月よりも大きい。だから、市長は首をかけて責任を取ると言ってるのに、実際、その問題を起こした方々が、元職員の方々が知らぬ存ぜぬで、私もう辞めました、関係ないというのが通るんでしょうか。世間一般的に、行政はやっぱり市民がそこに対して、そうではない責任を取らせるべきだと言ってる以上、行政としても何らかの努力、最大源の努力を続けるべきじゃないですか。弁護士に言われたから、何々だから、地方公務員法にあるから追及できませんという答弁じゃなくて、やっぱり私どもとしましても精いっぱい今回の件については、明らかにしたいですよと言わなければならないと思います。いかがでしょう。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺総務部長。〔総務部長 渡辺孝志君登壇〕

○総務部長（渡辺孝志君）

議員から、これで諦めるんじゃないか、こういったご提言だと思います。そういったことを受け止めながら、私たちとしては、しっかり再発防止、二度と起こさない、こうあってはならないということを教訓にしながら、今後しっかりこの問題を心に受け止めて、再発防止に取り組んでいくことが、私は大事だというふうに、まずは考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

いいですか、再発防止や深く反省してる。猛省しているというのは、もう私長くなりましたんで、聞き飽きています。そのたびに、またそういう処分がないたびにだって、事件を起こすと必ずそう言う。ただ、それを言えば、魔法の言葉ですよ。それは言えば許されるもんじゃないんだ。仏の顔も三度まで、今回は、問責3回の減俸処分8回でしょう。足せば11回、仏の顔も11回って、聞いたことないですね。やっぱりそこは重たく考えてほしいと思う。

それから、市長さん、20%、1か月は重たいとは申してますよ。それやけど、罪や罪状があるものを20%、1か月で済まされるものではないですよ。それでは一般市民が納得しません。これはやはり、ここの罪は市長、管理監督者としての市長の責任ということにしておいて、やっぱりほかの様々な問題ははっきりと、その罪状でありますとか罪でありますとかというものは明白にして、何だかの処分を下すべきではないでしょうか。押し問答になりますのでね。

ただ、行政は諦めずに最大限の努力を繰り返してほしいと思います。やっぱり右行っても、真っすぐ行っても駄目だったら右へ行く。右で駄目なら左へ行く。左が駄目なら上へ行く。駄目なら穴を掘る。ありとあらゆる方向で、やっぱり善悪をはっきりしてください。悪いことをしたら、捕まると。

大物に限って悪いことしても捕まりませんよね。私そういうのは、非常に頭に來ます。一般下々の人間たちは、そういうのは嫌いです。これを巨悪を言います。権力の裏づけられた悪行ですね。だから、法律に守られてしまう。同じ罪をやったのに、一般市民は捕まったのに、大物議員や職員は捕まらない。これを社会的矛盾と言います。私は納得できません。

以上です。終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

今ほどの糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質問をさせていただきます。

今ほど古畑議員のほうからもご質問ありましたが、私も一連という部分につきましては、違算に伴う入札と、あと適正ではない入札額で工事が行われたことと、あと工事が完了して、施設もいただいと。結果的には、金額的には安くできて、今も不備がないというふうに受け止めておるんですが、それについて、そもそもの指摘を受けていながらも、そういう経過をたどったということで、その責任の所在ということで今回、市長が責任を取って、この処分を下したというふうに。明らかに事実として分かっていることについて、責任を取られたという認識であります。

そこで、先ほどコンプライアンス調査推進特別委員会の結審報告の中でも言わせていただいたんですが、市としては、警察に相談したり、また公正取引委員会にアクションを取ったり等の努力を

してるということで、それはまだ生きている、継続されているという認識で、何かがあったときがあれば当然、行政にも、また議会に報告いただけるというふうに思っておりますので、私は、それはまだ生きてるということで、この提案には賛成したいと思うんですが、その点、今改めて確認させていただきたいんですが、そのような捉え方でよろしいでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

今、保坂議員、ご質問された事柄につきましては、全く私もそのとおりで思っております。でありますから、今前段では、古畑議員からいろいろご質問あっても、私達が持ち得る証拠のない中で、それをやはり犯罪と呼べるかどうかというのは、やはりなかなかできない部分があったわけでございますので、それは指摘できないわけであります。

今、保坂議員のご指摘のように新たなものがまた出てくれば、それは当然その中で、またしっかりと対応していきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

再度の確認になりますが、新たな事実、新たな動き、またそういったことがあれば迅速な対応を取ってほしいですし、また議会にも報告していただきたいと思います。私とすれば、米田市長、いろいろなことを自分自身の責任として捉えておられますので、そこは評価するというとちょっと生意気な言い方ですけど、賛成したいと思います。

以上で、終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

田中立一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

市民ネット21、田中です。

議案第48号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

反対討論を行います。

本議案は、屋内プール増築工事実施設計業務委託発注に当たり、元市職員が積算基準、要領で違算し、同じく入札業者も同様に違算して、受注したこと等から始まる一連の不祥事について、その責任を取ったことであると言われます。ようやくではありますが、言葉だけでなく、責任を取ることになったことについては、一定の評価をするところではありますが、その内容が妥当とは思えないことから、反対の立場で討論をさせていただきます。

そもそも屋内プールの実施設計業務委託料については、2019年の9月議会決算審査で、当時の委員が、1者だけ断トツに安く、最低制限価格と1万円差の落札はおかしいと鋭く指摘していたにもかかわらず、当時の副市長をはじめとする答弁は、予定価格については積算基準に基づいて定めている。予定価格の範囲内である等々として、一切調査をしてこなかったことが発端であり、もしもこの時点で委員の指摘に耳を傾けておれば、この後の官製談合、押上新駅トイレ工事などの事件を防ぐことができたのではないか、そのようなことを私は昨年12月議会一般質問でも申し上げたとおりであり、この責任は非常に重いと考えるところでもあります。

また、既に完了した工事とはいえ、瑕疵ある入札で本来受注すべき業者が落札できず、かつ適正な積算による入札なら失格となるべき業者が落札し、工事の管理業務までも行っているということは、入札に参加した関係業者にも多大な迷惑をおかけしたこととともに糸魚川市の信用を大きく失墜させたことの責任もまた大変重いものであります。

本案件を今のところミスによる違算として扱われ、処理されておりますけれども、何度も言うように、設計のプロが最も基本中の基本である国の基準、要領を間違えるなどあり得ないことであり、まして、受注者側も様式に屋内プールと明記してあるにもかかわらず、同様にミスするなど、本来はあり得ないことであります。まして、10年ほど前、「はびねす」の1期工事を、この元市職員も担当し、そして、それを請け負ったのも同じ業者であり、この物件については、全て把握していたはずであります。状況は、限りなく意図的であり、確信的であるのは、市のチェック体制の甘さ、体制を見越してのことではないかとさえ思えるものであります。

一連の不祥事発生で、糸魚川市のイメージが大きく損なわれておりますが、その根本原因と言えるのが、そのチェックすることのできない体制・体質であり、根底にある組織の緩み、甘さであり、そのトップとしての責任は、大きく重いと言えます。本議案が不適切な入札であったことが判明した昨年12月議会でも、すぐに責任を認め、このような議案が出されたのならともかく、今回の本定例会での提出となったことに大変遅いと市民からも指摘され、また、さらに事の重大さに対する欠如、認識の甘さ等々も指摘されておられるところでございます。さらに、これまでの間に非公開の県単価漏えいといった不可解な事案が判明しても、それら一連の解明が、いまだにできないという、その後の市の対応も含め、糸魚川市の信頼を失った責任は大きく、甚だ遺憾であり、市民の信頼を得るには軽い内容であると言わざるを得ないというところで、納得できる内容ではありません。

よって、議案第48号には、反対するものであります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、田原洋子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原洋子議員。〔7番 田原洋子君登壇〕

○7番（田原洋子君）

田原洋子です。

議案第48号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論します。

本議案は、健康づくりセンター「はびねす」の屋内プール増築実施設計業務委託で、予定価格の基になる人件費などの計算に使用する係数を、屋内プール用の数字を用いなければならないところをスポーツジムなどに用いるものと誤ったことから端を発しています。計算を誤った結果、最低入札価格が変わり、本来であれば最低価格を下回っているため失格になるはずの企業が落札し、正しい計算で入札が行われていたら落札できるはずの企業が落札できず、そのまま契約が締結されています。

この屋内プールの設計には、えちご押上ひすい海岸駅のトイレ工事の官製談合事件で懲戒免職になった元職員が、設計担当者だったことから、計算誤りがあった経緯などを元職員に聞きたい旨を依頼していますが、現在の雇用主である会社の顧問弁護士から、回答協力の依頼はしないようにと申入れがあり、元職員から聞き取りができていません。

違算の経緯がどうであれ、違算があったこと、最低入札価格が間違っていたこと、それにより落札者が変わってしまったことは事実であります。このことについて、責任を取るべき元職員は、既に懲戒免職となっており、当時の上司に当たる職員も通常退職で、既に在籍しておらず、処分をすることができません。在籍中の職員3名は、訓告処分などを受けていますが、現在、糸魚川市役所内で管理監督責任を取れるのは、米田市長しかいません。

私は、新駅のトイレ工事官製談合事件において、市長が給与の100分の30、3か月を減額したときに賛成理由として、今後、再び不祥事が起こり、市民の信頼を失墜させた場合は、その都度しかるべき責任を取る必要があると討論しています。このことから、今回、新たに発覚した屋内プールの違算の一連の監督責任を米田市長が取るべきだと思います。

市長の減給は、今回で8回目だと回数を問題にする方がいますが、それは米田市長が職員の起こした不祥事について、そのたびに監督責任をしっかりと取っているというあかしでもあります。

官製談合事件をきっかけに、糸魚川市官製談合再発防止対策検討委員会から提言書が提出され、入札制度の見直しと入札の不調対策が講じられ、入札監視委員会が設置されました。また、糸魚川市コンプライアンス行動指針が策定され、そこには再び不祥事を起こさないという強い決意の下、全庁一丸となって市民の皆様に信頼される職員、市役所の実現に取り組みますと明記されています。これが絵に描いた餅にならないことを強く望み、私の賛成討論を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、渡辺栄一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。〔8番 渡辺栄一君登壇〕

○8番（渡辺栄一君）

渡辺栄一でございます。

議案第48号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論します。

当市において、度重なる不祥事の際に、これまで何度も市長の減給を行ってきましたが、一向に改善が見られなかったのは、なぜでしょうか。真相の究明やチェック機能を充実させることをせず、すぐに減給で一件落着を繰り返してきたことにほかなりません。

私は、市長が個々の事案に全部目を通し、チェックすることは難しいと思います。職員を信用し、業務を任せていることから、その意味では、今回の不祥事も市長のミスとは思えません。もちろん総括的な責任はありますが、その責任の取り方は、申し上げたように真相の究明や、それに基づくチェック機能の構築であって、毎度毎度の減給処分ではないと考えます。

この場には、市長に強い信頼と支持を寄せている方も多いと拝察します。あまりご意見もお申出にならず、粛々と賛成されるおつもりかもしれませんが、皆様同様、私も糸魚川の町おこしを強く願っておるものの一人です。市民から付託された米田市長だけが遂行できる立場にあるわけですから、大いに期待もしております。その意味では、私も市長派であります。しっかりと議論に参加し、真剣なアドバイスや声援を送り、市長を中心とした市政を盛り上げていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

このまま市政に対する信頼の失墜が続けば、誘致対象の企業や看護学校、大糸線復興などにも期待が持てなくなります。つまりは、相手にしてもらえなくなるのではと、非常に危惧しているところであります。

したがって、何ら解決するに至るものではないことから、本条例案には、強く反対するものであります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、伊藤 麗議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。〔6番 伊藤 麗君登壇〕

○6番（伊藤 麗君）

清新クラブ、伊藤 麗です。

議案第48号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきます。

議案第48号は、健康づくりセンター屋内プール増築設計業務の違算に伴う一連の管理監督責任を受け止め、市長の給料を減額とするものであります。具体的には、令和4年7月1日から同月31日までの間、条例に定められている市長に支給される給料額から、その額の100分の20を減じた額にするというものです。

コンプライアンス調査推進特別委員会の中で、健康づくりセンター屋内プール増築設計業務の違算の案件においても、当時、設計監督をした元職員に顧問弁護士を通じて事実確認を試みるなど、原因究明のため、努力する姿勢が確認できました。

しかし、相手方の協力を得ることができず、人権の観点と訴訟のリスクから、これ以上の調査はできないという行政の考えとともに、本議案に関しての方向性も示されました。

私は、再発防止のための仕組みづくりとチェック体制の見直し、市民に説明を果たすことが、行政が負うべき最も重要な責務と考えます。

この議案については、違算のあった設計図書により執行した入札、契約締結をしたことで、本来、契約できたはずの業者が受注できなかったことを重く受け止めての提案と捉え、また、このことを市長個人の責任問題ではなく、行政職員全員が当事者意識を持って受け止め、再発防止に当たることを強く求め、私、伊藤 麗は、本議案に賛成し、議員各位の皆様におかれましても、ご賛同いただきたくお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（松尾徹郎君）

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔4番 新保峰孝君登壇〕

○4番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第48号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

健康づくりセンター屋内プール増築設計業務の違算に伴う一連の管理監督責任ということで、1か月20%減額ということでもあります。月額82万円で計算すると16万4,000円の減額となります。プールの設計業務を体育館の設計で計算したという、通常考えられないことが行われたことに対する市長責任ということでもあります。新市発足後、一時を除き官製談合、民間談合が行われてきた中での出来事であり、通常はあり得ないことだと思います。

普通、地方公共団体の事務は、市長の仕事であり、この中には契約も含まれております。市長の仕事と定めているのであって、職員の仕事と定めているわけではありません。その市長の仕事を補助機関である職員が行い、市長が職員を指揮監督する立場にあるということでもあります。トップダウンであれ、ボトムアップであれ、市長は最高責任者であり、全ての責任は市長にあるということでもあります。談合によるこれまでの糸魚川市の損失を考えれば、管理監督責任は非常に大きいものがあります。これまでの経過を考えれば、今回の1か月20%減額というのは、少な過ぎると思いますので、本案には反対であります。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第48号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は可決することに決しました。

○議長（松尾徹郎君）

ここで、暫時休憩いたします。再開を2時5分といたします。

〈午後1時55分 休憩〉

〈午後2時05分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第9．議案第49号から同第51号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第9、議案第49号から同第51号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第49号は、令和4年度糸魚川市一般会計補正予算（第3号）でありまして、歳入歳出それぞれ7,010万円を追加いたしたいものであります。

歳出は、いずれも新型コロナ対応であり、4款衛生費では、水道の基本料金免除のため、組合営水道使用者支援事業の追加、水道事業会計繰出金の追加及び簡易水道事業会計繰出金の追加、10款教育費では、学校給食費軽減事業の追加であります。

次に、歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたしました。

議案第50号は、令和4年度糸魚川市水道事業会計補正予算（第1号）でありまして、収益的収支に収入額及び支出額88万円を追加いたしたいものであります。

議案第51号は、令和4年度糸魚川市簡易水道事業会計補正予算（第1号）でありまして、収益的収支に収入額及び支出額22万円を追加いたしたいものであります。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明いたします。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

山口財政課長。〔財政課長 山口和美君登壇〕

○財政課長（山口和美君）

では、私のほうから議案第49号について、ご説明させていただきます。

まず、補正の内容につきまして、資料でご説明いたします。

お手元に配付いたしました議案第49号資料、一般会計補正予算（第3号）の概要をお願いいたします。

1、水道料金軽減事業（新型コロナ対応）は、（1）目的といたしまして、コロナ禍において原油価格、物価高騰に直面する市民及び事業者を支援するため、日常生活や事業活動で広く利用する水道につきまして、基本料金を免除または補助するものでございます。

（2）対象者は、官公庁を除く水道を使用している方。

（3）として、免除または補助の内容になりますが、ア、市の水道を使用している方は、令和4年8月使用分から令和4年10月使用分、3か月分になりますが、3か月分の水道料金の基本料金を免除。イといたしまして、組合営の簡易水道または小規模水道等を使用している方につきましては、組合の基本料金相当、3か月分を補助金として交付するものであります。軽減の額の例になりますが、上水道糸魚川区域口径13ミリの場合、3か月の基本料金で2,244円の軽減となります。

なお、実際の軽減となる基本料金につきましては、水道に加入している地域や契約口径により異なっております。

（4）財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。

2、学校給食費軽減事業（新型コロナ対応）は、（1）目的といたしまして、コロナ禍において学校給食の食材費が値上がりする中、保護者負担を増やすことなく栄養バランスや量を保った給食を提供するため、給食の食材購入のための経費を市が負担するものでございます。

（2）対象は、糸魚川市立の小学校、中学校、特別支援学校の児童生徒約2,600人、期間は、令和4年4月から令和5年3月までであります。

（3）1人当たりの市負担額は、値上がり分といたしまして、小学生1人1食当たり15円、1人当たりの年間見込み額は2,985円。中学生では、1人1食当たり18円、1人当たりの年間見込み3,528円を市が負担いたします。

（4）財源といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。

それでは、議案書に基づきご説明いたします。

補正額は7,010万円の追加であります。

初めに、歳出からご説明いたします。

予算書の10、11ページをお願いいたします。

4款2項1目、生活環境総務費は、水道料金の支援で、71、組合営水道使用者支援事業（新型コロナ対応）では、組合営水道料金補助金といたしまして90万円、72、水道事業会計繰出金（新型コロナ対応）4,648万円及び、73、簡易水道事業会計繰出金（新型コロナ対応）1,372万円は、それぞれの水道加入者の料金免除分と事務費を繰り出すものであります。

10款5項1目、学校給食費は、71、学校給食費軽減事業（新型コロナ対応）で、先ほどご説

明いたしました給食賄い材料費 900 万円を補正するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

8、9 ページをお願いいたします。

15 款 2 項 1 目、総務費補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加で、本補正の事業の財源として充当しております。

一般会計の説明は、以上になります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

樋口ガス水道局長。〔ガス水道局長 樋口昭人君登壇〕

○ガス水道局長（樋口昭人君）

議案第 50 号及び議案第 51 号について、一括で説明いたします。

両議案とも、先ほど財政課長が説明いたしましたコロナ禍における原油価格、物価高騰対応として、水道料金の基本料金免除を行うための補正であります。

初めに、議案第 50 号の水道事業会計補正予算（第 1 号）は、収益的収入及び支出において 88 万円を追加いたしたいものです。

予算書の 2、3 ページをお願いします。

収入 1 款 1 項 1 目、給水収益は、減免により減収となる水道料金を 4,560 万円といたしました。同じく 2 項 5 目、他会計補助金は、減収となる水道料金に料金システム改修委託料などの事務費を加えた 4,648 万円を一般会計から繰入れするものです。

続きまして、議案第 51 号の簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）は、議案第 50 号でご説明した水道料金の減免と同様に収益的収入及び支出において、22 万を追加いたしたいものです。

予算書の 2、3 ページをお願いします。

収入、1 款 1 項 1 目、給水収益は、減免により減収となる水道料金を 1,350 万円といたしました。同じく 2 項 1 目、他会計補助金は、減収となる水道料金に料金システム改修委託料などの事務費を加えた 1,372 万円を一般会計から繰入れをするものです。

説明は、以上です。

○議長（松尾徹郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1 人 15 分以内としてください。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第49号、令和4年度糸魚川市一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第50号、令和4年度糸魚川市水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第51号、令和4年度糸魚川市簡易水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第10．諮問第1号及び同第2号

○議長（松尾徹郎君）

日程第10、諮問第1号及び同第2号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

諮問第1号及び同第2号は、現在、人権擁護委員をお願いいたしております水嶋 聡さん、小田

嶋美緒さんの任期が、いずれも令和4年9月30日で満了いたしますことから、再度推薦をさせていただきますたく議会のご意見をお伺いいたすものでございます。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、これを適任と認め、答申することに決しました。

次に、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、これを適任と認め、答申することに決しました。

次の日程に入ります前に、お諮りしたいと思ひますが、本日、発議第4号、「健康づくりセンター一屋内プール増築設計業務委託」における違算の解明を引き続き求める決議が議長に提出されております。この取扱いについて、議会運営委員会で協議をお願いしたいと思ひます。

議会運営委員会を開催するため、暫時休憩いたします。

なお、再開は、議会運営委員会終了後であります。進行状況によりますけれども、約30分ほど休憩したいと思ひます。

〈午後2時19分 休憩〉

〈午後 2 時 5 1 分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

現在、議会運営委員会でまだ審議中でございますので、引き続き休憩をし、議会運営委員会の協議が終了次第、再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

〈午後 2 時 5 2 分 休憩〉

〈午後 3 時 3 2 分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

休憩中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

古畑浩一議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑委員長。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

先ほど14時22分より議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果について、ご報告申し上げます。

議員発議につきましては、発議第4号、「健康づくりセンター屋内プール増築設計業務委託」における違算の解明を引き続き求める決議が所定の手続を経て提出されております。長い間、長時間論議をしたんですが、これを本日の日程事項とし、委員会付託を省略して、即決にてご審議いただくということについて、委員会の意見の一致を見ております。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

お諮りいたします。

発議第4号、「健康づくりセンター屋内プール増築設計業務委託」における違算の解明を引き続き求める決議を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号、「健康づくりセンター屋内プール増築設計業務委託」における違算の解明を引き続き求める決議を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1．発議第4号

○議長（松尾徹郎君）

追加日程第1、発議第4号、「健康づくりセンター屋内プール増築設計業務委託」における違算の解明を引き続き求める決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔4番 新保峰孝君登壇〕

○4番（新保峰孝君）

決議案を読み上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

「健康づくりセンター屋内プール増築設計業務委託」における違算の解明を引き続き求める決議。上記議案を糸魚川市議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出者、糸魚川市議会議員、新保峰孝。

賛成者、糸魚川市議会議員、田中立一。

賛成者、糸魚川市議会議員、渡辺栄一。

健康づくりセンター屋内プール増築設計業務委託における違算の問題は、正常な計算をすれば予定価格が変わり、落札者も変わる重大な問題である。

また、違算のあった設計図書により、執行した入札により失格となるはずの落札者と契約を締結したことは、組織としての取組の弱さと外部の視点が弱かったことの反映でもある。

同時に、今回、再発防止のための解明に必要な元職員からの聞き取りに対し、雇用主から協力を得られないことは大変遺憾である。

また、市長として度重なる不祥事を教訓としない責任は到底納得できるものではなく、猛省を促

すものである。

これらを踏まえ、この問題の重要性に鑑み、今後とも関係機関の協力を得ながら、引き続きこの問題の解明を求め取り組むことをここに決議する。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

よろしくお祈いします。2点お聞かせ願います。

文書のことなんですけども、1つは、「同時に」というところの始まります一番最後のところですが、「雇用主から協力を得られないことは大変遺憾である。」とありますが、この雇用主から協力を得られないというそのところが、法律的にはそれでもよろしいという解釈もあるのかなと思うんですけど、そのことを遺憾とされてるという、その辺りを少しお聞かせいただきたい。

それから、その下の文書、「また」の後、「市長として度重なる不祥事を教訓としない責任は到底納得できるものではなく」と、訴えたいことは分かるんですけども、市長として度重なる不祥事を教訓としない責任というところ、もう少し整理されたほうがいいのではないかなというふうにも感じますので、お聞かせいただければと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔4番 新保峰孝君登壇〕

○4番（新保峰孝君）

失礼しました。

1つ目の、「雇用主から協力を得られないことは大変遺憾である。」ということですが、実際に糸魚川市として、元職員が入社しているその会社のほうに、弁護士を間に立ててということになってるわけですが、協力、聞き取りの協力を申し入れても、なかなかそれが思うように協力を得られない、対応していただけない、そういう意味であります。

また、「市長として度重なる不祥事を教訓としない責任は到底納得できるものではない。」この点は、今回の健康づくりセンター屋内プールの関係だけでなく、そのほかにも、これまでいろいろと不祥事があったわけですね。そういうものも含めて、いつまでもこういう不祥事が続いているという、そういうことを言いたいわけです。もうこれで、後はこういう不祥事は出さないんだということで、しっかりとやってもらっているとは言えないと。これで責任を取って、きちんとやっているんだというふうには私は言えないということで、言えないのではないかとということで、こういう表現にさせてもらったところであります。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

新保議員の思いは分かるんですけども、やはり「市長として度重なる不祥事を起こしながら、それを教訓としないその責任については」とか、もう少し何か整理をされたほうが、私にしてみますと分かりやすいという部分がありますので、どういう扱いになるか分かりませんが、このところがちょっと分かりにくいことを指摘させていただいて、終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

よろしくお願いたします。

質問は、まず、先ほどコンプライアンス調査推進特別委員会の結審報告をさせていただいたんですけども、3つの付議事件については、1つの区切りとして報告させていただいたんですが、全てについて終わったわけではなくて、警察と、また公正取引委員会のほうからも動きがあれば報告いただくということで、これをあえて出す理由が、ちょっと私には分からないもので、もし特別委員会のほうの報告では不備があったということで、あえてこのタイミングで出されたのかなと思ってますし、あともう一点は、この違算のことに限定されておりますので、ほかの官製談合等については、逆に取り上げないというふうにも受け取られるんですけども、その辺のところを説明していただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔4番 新保峰孝君登壇〕

○4番（新保峰孝君）

コンプライアンス調査推進特別委員会が、あまり努力しなかったとか、そういうことではないんです。一生懸命やってきたけども、なかなか限界があって、これ以上やるのもなかなか大変だということまで頑張ってやってきたと思います。ですから、コンプライアンス調査推進特別委員会が、何か問題があって、不備があるということではなくて、この決議は、議会として今後ともこの問題に、こういう問題に取り組んでいきますよということを決議することによって、市民の皆さんにも議会の姿勢を理解していただけるということを出したものであります。そういうことで不備、コンプライアンス調査推進特別委員会が不十分だということを出したのではないので、ご理解願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

それから、下から4行目、「市長として度重なる不祥事を教訓としない責任は到底納得できるものではなく、猛省を促すものである。」ということなのですが、私の解釈とすれば、市長はその都度責任を取ってきているというふうに思っておりますし、誤解してほしくないのは、事実関係がきちんと判明してることに責任を取ってきているというふうに解釈しておりますので、何ていいますかね、憶測・推測、また予想みたいなものからのところでは、やはりコンプライアンス調査推進特別委員会もそうでしたけど、なかなか事実関係がはっきりしないものについては、そういう責任を追及されても、多分、市長も責任が取れないというふうに思っておりますので、ちょっとこの言い方もきついといいますか、そういうふうに受け止めました。

また、先ほど田原議員からもご指摘あったとおり、「雇用主から協力を得られないことは大変遺憾である。」とありますけども、皆さんそれぞれの権利、また、その人権の部分であるとか、それなりの手続を踏んでやっていることでありまして、気持ちとすれば私も事実解明をしたいのはやまやまなんですけども、そういったところにもうちょっと配慮した言葉が必要かなというふうに思っておりますので、その辺を考えをお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔4番 新保峰孝君登壇〕

○4番（新保峰孝君）

1つ目の市長の件ですが、いろんな事件が起こって、問題が起こって責任を取ると、それはそれで一つずつ見ていけば、それでいいと思うんですよね。

しかし、そういうことがずっと続いていくというのは、管理監督をしっかりとやっているのかということにもなるんでないかというふうに思うんです。そういう意味で、最高責任者は市長でありますので、全体を職員の管理監督、それをきちんとやれば、こんなにその後、いつまでも不祥事が起こるということはないだろうという、そういう意味で述べたものであります。事実関係がはっきりしないものというのは、そういうものをやるというのはなかなか難しいところもあるんですが、意思だけは、何とか示したいという考え方であります。

もう一回聞かせてもらいますか。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

休憩いたします。

〈午後3時49分 休憩〉

〈午後3時49分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔4番 新保峰孝君登壇〕

○4番（新保峰孝君）

ちょっときつい表現になって大変恐縮ですが、実際問題、協力を得られないのは事実なわけですよ。それは本人のために、あまり騒がないでくれという気持ちは分からないでもないんだけど、やはり本当に何も問題ないのであれば、こういうことに対しても協力していただきたいという、そういう気持ちをこういう表現にしたんで、ちょっときついかも分かりませんが、気持ちとしてはそういうことです。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

コンプライアンス調査推進特別委員会の委員長としましては、違算だけの問題ではなく、全般的なこともありますので、限定的にされてしまうのは、ちょっと私としては残念だと思っておりますし、もう一点は、議会で調査をしていくのは、常任委員会もございますし、また付議事件等整えば、特別委員会も設置してできるので、あえて決議までは要らないかなというふうに思っておりますので、それは最後、意見だけ述べて、終わりにさせていただきます。

以上です。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島議員。

○14番（宮島 宏君）

伺います。

この決議ですけれども、タイトルが、「健康づくりセンター屋内プール増築設計業務委託」における違算の解明を引き続き求める決議となっております。このタイトルで正しいのでしょうか、まず伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔4番 新保峰孝君登壇〕

○4番（新保峰孝君）

このタイトルは、先ほど申し上げましたように、この業務委託における違算の問題を、それを取り組むと。それと同時に、市民の皆さんに、議会にこういうふうな取組を引き続きやっていくということを知ってもらうという意味で、こういうタイトルにしたところであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島議員。

○14番（宮島 宏君）

違算があったのは、どういう業務委託だったんでしょうか。違算があったのは、どういう業務委託だったのか、伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔4番 新保峰孝君登壇〕

○4番（新保峰孝君）

それは、この中に書いてあるように屋内プール、プールを造ろうというふうになったわけですね。その設計の業務委託なわけです。今までプールはなかったものを造るときの業務委託で、違算というのは、プールはプールの係数なりやって、計算の方法があるんだけど、単価も違うし。それで、体育館は体育館で、ある。そういう、プールのほうの業務委託なんだけれども、体育館のほうの単価なり、そういう数字を使って出したという、そういうことですね。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

あと一回です。

宮島議員。

○14番（宮島 宏君）

新保議員はベテランですので、建築の設計には幾種類かあるというのは当然ご存じだと思います。例えば基本設計、それから実施設計、この「はびねす」の問題になっている設計業務委託というのは、正しくは実施設計での違算です。こういう非常に重要な議案のタイトルが間違ってる。実施というのが抜けてますよね。それは非常に文案を作成するのは非常に、気を遣ってないんじゃないかなという印象を受けます。例えばちょっと過激過ぎる文案ですとか文体ですとか、それから日本語としてちょっと意味が通らないような文書ですとか、かなり散見されますので、もう少しこういったものは精査した上で、実施設計というのが抜けてますよね、全部。そういったものは、議案としてどうなんでしょうか。やっぱり永久に残るものですよ。こういったものが不十分な状態の日本語になってるといのは、非常に困るんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔4番 新保峰孝君登壇〕

○4番（新保峰孝君）

この表現というのは、私が考えて、作った表現じゃないんですよ。行政の皆さんも使ってるのを、その表現を使わせてもらった。これが、この表現が正確でないということであれば直しますが、これが間違いだというふうには私は思わないですけどね。

○議長（松尾徹郎君）

以上、質問、これで終わりです。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

古畑浩一議員。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

それでは、「健康づくりセンター屋内プール増築設計業務委託」における違算の解明を引き続き求める決議、発議第4号に対する賛成の立場での討論を行います。

先ほど提案者からいろいろお話を聞きましたが、やはりすばらしいコンプライアンス調査推進特別委員会の結審を受け、そしてまた、先ほど市長の責任を取っての減給も可決されました。

ただ、対市民に対しては、これにて一件落着というふうに思われては困ると。それを思いを込めて、文書にしたいということでした。

私としましても、やはりここで終わるのではなくて、我々の調査も引き続きやっていくんだよ、行政に対して、説明責任も求めていくんだよということでございますから、当然そのとおりと、反対する理由もございません。やはりここで、議会といたしましては、今後ともこの談合問題、それからプールの違算の問題、そして、政治責任や職務の問題も含めて、やはりちゃんと調べてまいりますと。これで終わりではございませんと決議することは、とても意味のあることだと私は思います。

それで、これも細かく先ほど質問されておりましたけれども、やはり問うべきは、雇用主ではなくて、やはり私も元係長というふうに思います。元係長から必要な聞き取りに対し、協力を得られなかったことは大変遺憾であるというふうに思います。

ただ、細かい文字のあげつらえではなくて、文書全体の持っている議会としての意気込み、私は賛成に回りたいというふうに思います。

それから、用語の問題だとか表題の問題とか、今言うなよって、私は思います。これまで長い間ずっと論議してきて、何でその場で言わないのに今ここで言うのかということに関しても、はっきり言うておかしいと思いますね。その提案者に対して恥かかせてやろうというふうな意識に取られてしまいます。

したがって、議会内でそういういじめっぽいことはやめるようにしてほしいと思います。本人は、全然そんな気はございませぬ。お願いいたしたいと思いません。

るる申し上げましたが、私としましては、この意気込みはよし、この後、総務文教常任委員会ですとか、必要であれば特別委員会等をつくって、議会としましても、このまま原因の調査を続けてまいりたいと宣言することについては、大いに賛成でございます。

以上で、賛成討論を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

今ほどの「健康づくりセンター屋内プール増築設計業務委託」における違算の解明を引き続き求める決議とございます。今日、結審させていただきましたコンプライアンス調査推進特別委員会の委員長としましては、違算にかかわらず、官製談合、その他もろもろのことが、まだ未解決部分がございますので、ここで限定されてしまいますと議会の審査が固定化されてしまうので、あえてここに違算の限定をされるのは、私は好ましくないということで反対させていただきます。

また、文書の中に大変遺憾であるだとか、市長の責任は到底納得できるものではないという強い語調がございますので、事実関係を押さえた上で責任を取っておられますし、また、雇用主等の関係につきましては、民間の方でございますので、そういったところについてもちょっと丁寧な対応が必要かなと思いますので、あえてこの発議につきましては、反対させていただきます。

以上であります。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑浩一議員。

○17番（古畑浩一君）

今の討論が、内容がいいとか悪いとかじゃないですよ。討論というのは、通告書の提出が、たしか主だったはずだ。私も先ほど保坂議員と同じように討論ございませんかというから、はいって手挙げたら、通告書なければ受けられませんと断られたことがある。

今の議事進行は、決して議長を批判してるわけじゃない。議長を批判してるわけじゃなくて、通告書が要るのか要らないのかだけ、はっきりしてください。じゃあ何も討論を通告書に書く必要がなくて、その場で手挙げればいい、よろしくなったのか。討論の場合、通告書が要るのか要らないのか、お尋ね申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

もちろん、基本的には通告が原則であります。

ただ、口述にあるように、通告による討論は終わりましたという文言があるかと思いますが、緊急を要する、やっぱり賛成討論、反対討論、過去に二度ほどあったかと思いますが、それに倣ってやりました。今回の場合も、急な発議であったということと、通告による古畑議員の通告によるものについても、実は不備が1点あるんです。

ただ、今回は、急を要するというので、あえて認めましたけれども、そういうことで、今回は保坂議員の急な討論にも、私は認めた次第です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

議会運営委員会の委員長とすれば、特例は絶対あり得ません。あるのか、ないのか、また、認める場合はどういう場合かを明確にしてください。じゃないと収拾つきませんね。私、通告なしでも討論やりますよ、手挙げます。通告なしで、これからはね、よろしいですか。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午後4時06分 休憩〉

〈午後4時07分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

糸魚川市議会の会議規則第52条に、発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終わった後でなければ発言を求めることができず、発言の通告をしない者が発言しようとするときは、起立して、議長と呼び、自己の氏名を告げ、議長の許可を得なければならないと明記されています。

一方、これは議案に対する質疑や討論の36条になりますけれども、先ほど私、原則的に、原則はこうだということを申し上げましたけれども、議案に対する討論は、討論を行う前日、その日が勤務を要しない日の場合は、直前の勤務日の午後5時までに議長に発言通告書を提供することとする。

今回は、極めて、前日の議会運営委員会にも出されてなかったものが、当日急遽このようなものが発議されたということで、異例づくめであったということの中で、今回は許可をいたしました。

今後のことについては、これはまたきちっと、じゃあどうするのかということは、もちろん、議会運営委員会でもむ必要はあるかと私は思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

基本的には、やってもいいこと、規程の中ではね、今ご説明のとおり。だけど、今まではそうは書いてあっても、できないようになってました。明確にじゃあ今のは認めるということ、もしくは緊急性が認められるときには、討論を認めるんだとか。

もう一つ言うと、議会の発言や様式は、前例主義ですので、あのおとき認めて、私のおとき認められなかったねて、もし今後出てきた場合に非常にお困りになると思います。これはやっぱりちゃんと整理して、どっかで宣言したほうがいい。今日は、もう最終日ですからね。今日はもうほかに討論は出てこないと思いますけど、出てくるか、と思いますが、整理をされたほうがよろしいし、私も

そのほうが納得すると思います。

以上です。

○議長（松尾徹郎君）

これにて討論を終結いたします。

これより、発議第4号、「健康づくりセンター屋内プール増築設計業務委託」における違算の解明を引き続き求める決議を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立少数であります。

よって、本案は、否決することに決しました。

日程第11．議員派遣について

○議長（松尾徹郎君）

日程第11、議員派遣についてを議題といたします。

糸魚川・大町二市議会議員連絡協議会に、会議規則第167条第1項の規定により、18人の議員全員を派遣いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、18人の議員全員を派遣することに決しました。

なお、日程等につきましては、後日、通知いたします。

日程第12．閉会中の継続調査について

○議長（松尾徹郎君）

日程第12、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり、米田市長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

令和4年第4回市議会定例会閉会のお礼を兼ねまして、一言ご挨拶申し上げます。

去る6月6日から本日までの長期間にわたり、補正予算をはじめ、多数の重要案件につきまして、慎重なご審議をいただきましたことに対して、厚くお礼申し上げます。

さて、この機会に3点について、ご報告申し上げます。

最初に、各地域の夏祭り・花火大会について、ご報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響で、昨年、一昨年と2年続けて中止となっておりました各地域の夏祭りや花火大会が、今年度は内容を調整した上で開催することが決定されました。

7月16日の早川大花火大会を皮切りに、7月23日は、おうみ花火大会、7月30日は、糸魚川おまんた祭り、8月6日は、能生ふるさと海上花火大会と、4週にわたり開催されます。

感染予防に努めながら、3年ぶりの夏のイベントを楽しみにしていただきたいと思いますと考えております。

2点目に、えちごトキめきリゾート雪月花特別便の運行について、ご報告申し上げます。

大糸線全線開通65周年を記念し、糸魚川市民に加え、小谷村・白馬村の皆様の参加枠も設け、「夏休み満喫！親子ツアー雪月花と直江津D51レールパークの旅」として実施いたします。

好評いただきました昨年同様、糸魚川ー直江津間の片道を雪月花でご乗車いただけるほか、車内では、糸魚川市内飲食店の特別なお弁当の提供や、直江津駅のD51レールパークの入場券もセットになっているなど、えちごトキめき鉄道と、沿線の魅力を満喫できる内容となっております。

この機会に、皆様から気軽に雪月花を体験いただき、鉄道を身近に感じていただくとともに、鉄道施設や景観、食材といった沿線の魅力を再発見し、夏休みの思い出の一つとしていただきたいと思いますと考えております。

最後に、令和3年度の決算状況について、ご報告申し上げます。

一般会計の決算額は、歳入が303億7,000万円、歳出では281億7,000万円となっており、差引き22億が、令和4年度への繰越金となります。

繰越財源を除く実質の繰越金は19億1,000万円ですが、既に令和4年度予算で6億2,000万円を計上しておりますので、残りは約12億9,000万円となっております。

詳細につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりであり、今後とも、より健全な財政運営に努めてまいります。

以上、3点について、ご報告申し上げます。

議員各位をはじめ市民の皆様から、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、令和4年9月市議会定例会の招集日を、8月29日、月曜日とさせていただきたい予定でありますことをご報告申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（松尾徹郎君）

これをもちまして、令和4年第4回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでした。

〈午後4時17分閉会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員